

茨城県における医師修学資金貸与制度の概要等について

(1) 医師修学資金貸与制度等について	・・・ 1
(2) 令和2年度茨城県地域医療医師修学資金貸与制度 のご案内	・・・ 2
(3) 茨城県地域枠の複数出願及び併願について	・・・ 3 4
(4) 令和2年度茨城県医師修学資金貸与制度のご案内	・・・ 3 9
(5) 令和元年度茨城県海外対象医師修学研修資金貸与制度 【修学資金】のご案内	・・・ 7 1
(6) 令和元年度茨城県海外対象医師修学研修資金貸与制度 【研修資金】のご案内	・・・ 7 4
(7) ハンガリー国立大学医学部	・・・ 9 1
(8) 自治医科大学について	・・・ 9 2
(9) 令和2年度入試スケジュール	・・・ 9 4
(10) 医学部進学者向け教育ローン利子補給事業	・・・ 9 5

医師修学資金貸与制度等について

1 概要

項 目	地域医療医師修学資金貸与制度 (地域枠)		医師修学資金貸与制度	海外対象医師修学研修資金 貸与制度
	【全国対象】			
概 要	医師不足地域の医療機関に勤務意思を有する者に地域枠設置大学にて選抜試験を実施。入学者に修学資金を貸与（地域枠入学者に貸与）		医師不足地域の医療機関に勤務意思を有する者に修学資金を貸与	外国の医学校を卒業後、日本の医師免許を取得し、茨城県内に勤務意思を有する者に修学資金（在学中）及び日本の医師国家試験合格のための研修資金（外国の医師免許取得後）を貸与
貸与条件	県内高校卒業者 または県内居住者の子	筑波大学の出願資格を満たす者	・ 県内高校卒業者または県内居住者の子 ・ 筑波大学医学類生（県外出身も可）	外国の医学校に進学した者（県外出身も可）
貸与額	*H29 入学者から 国公立大学 月 20 万円 （年 240 万円／6 年計 1,440 万円） 私立大学 月 25 万円 （年 300 万円／6 年計 1,800 万円）		*H29 入学者から 月 15 万円 （年 180 万円 ／6 年計 1,080 万円）	修学資金：月 15 万円 （年 180 万円 ／6 年計 1,080 万円） 研修資金：150 万円
貸与期間	正規の修学期間		正規の修学期間	正規の修学期間
返還免除	知事が指定する医療機関で 9 年間勤務（9 年のうち 1/2 以上は医師不足地域に勤務）		県内医師不足地域で貸与期間と同期間勤務（貸与期間が 3 年未満の場合は 3 年）	知事が指定する医療機関で修学資金貸与期間（研修資金の貸与を受けた場合は、当該期間に 1 年を加えた期間）の 2 分の 3 の期間勤務（義務期間が 3 年未満の場合は 3 年、9 年を超える場合は 9 年）

2 地域枠設置数

筑波大学 調整中，東京医科大学 8 名（予定），東京医科歯科大学 2 人，杏林大学 2 人，日本医科大学 2 人，北里大学 2 人，帝京大学 1 人

※ 筑波大学，東京医科大学については調整中であり，8 月以降に定員が確定次第，改めて公表いたします。

【医師不足地域について】

令和 2 年度以降の入学者に適用される医師不足地域は，入学時点での医師不足地域ではなく，臨床研修開始時点での医師不足地域となります。

令和 2 年度
茨城県地域医療医師修学資金貸与制度のご案内

茨城県保健福祉部医療局医療人材課
令和元年 7 月

令和2年度茨城県地域医療医師修学資金貸与制度のご案内

茨城県保健福祉部医療局医療人材課

1 修学資金制度

この修学資金は、知事が地域における医師の養成及び確保の状況等に応じ修学生ごとに指定する医療機関（以下、指定従事医療機関といいます）において、医師の業務に従事しようという意思のもと、茨城県地域枠入学者として入学する方に対して貸与するものです。

大学卒業後、指定従事医療機関で9年間勤務（臨床研修期間を含む）した場合に、返還を免除します。

知事が指定する医療機関での勤務について

(1) 勤務年数

9年間のうち、2分の1以上の期間は、

(2)の医師不足地域内の医療機関で勤務していただきます。

(2) 医師不足地域について

医師不足地域とは、医師の不足によりその確保が必要な地域として知事が定める地域をいいます。

令和2年度入学者に適用される医師不足地域は、入学時点での医師不足地域ではなく、臨床研修開始時点での医師不足地域となります。

卒業後に従事する医療機関について

医師免許取得後に、茨城県地域医療支援センターが作成したキャリア形成プログラム（従事期間中の医療機関への派遣計画）の中からコースを選択することになります。実際に派遣される医療機関は、各プログラム責任者と相談の上、本人の希望を尊重しつつ決定します。

※地域医療支援センターホームページ内の「茨城県地域医療医師修学資金貸与制度ガイドブック＜令和2年度以降入学者向け＞」を熟読し、内容を理解したうえで、応募してください。

＜URL＞<https://ibaraki-dl.jp/student/>

2 応募資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 県内の高等学校等を卒業（見込みを含む）した者
- (2) 県内に居住する者※の子

※ 出願時において茨城県内に1年以上居住していること

＜予告＞今後、出願時の居住年数を「3年以上」に変更予定です（令和2年度入試については変更の予定はありません）。

3 貸与金額

- ・国立大学 : 月額 200,000 円
- ・私立大学 : 月額 250,000 円

4 貸与募集人数

筑波大学: 調整中 / 東京医科大学: 8名 (予定)

東京医科歯科大学: 2名 / 杏林大学: 2名 / 日本医科大学: 2名 / 北里大学: 2名 / 帝京大学: 1名

※ 筑波大学、東京医科大学については調整中であり、8月以降に定員が確定次第、改めて公表いたします。

※ 推薦入試を実施する大学において、合格者が貸与人数に満たない場合、その欠員分は地域枠一般入試の実施により選考することがあります。

※ 日本医科大学は「茨城県地域医療医師修学資金貸与制度枠」として設置しています。

※ 杏林大学は「茨城県地域医療医師修学資金貸与制度」として設置しています。

5 県への応募及び県面接

- 令和 2 年度茨城県地域医療医師修学資金貸与制度に応募しようとする者は、県へ応募書類を提出するとともに、県の実施する面接を受けることが必要です。
- 県の実施する面接の詳細な日時等については、応募期間終了後に通知します。
- 県の面接結果については、県が調査書を作成し各大学に直接送付します。

筑波大学	地域枠入試の実施に関しては現在調整中のため、8 月以降に公表いたします。
東京医科大学 北里大学	応募期間:令和元年 9 月 2 日(月)～9 月 30 日(月) 当日必着 面 接 日:令和元年 10 月 26 日(土) 実施場所:茨城県庁会議室
東京医科歯科大学 杏林大学 日本医科大学 帝京大学	応募期間:令和元年 10 月 7 日(月)～11 月 8 日(金) 当日必着 面 接 日:令和元年 11 月 23 日(土)又は 24 日(日) 実施場所:茨城県庁会議室 ※ 令和元年 10 月 26 日(土)に実施する東京医科大学及び北里大学に係る茨城県地域医療医師修学資金貸与制度の県面接を受けた者は、当該面接結果を使用しますので、令和元年 11 月 23 日(土)又は 24 日(日)の県面接を受ける必要はありません。

6 県への提出書類

応募期間中に次の書類を提出して下さい。大学へは別途、出願書類を提出して下さい。

- ①応募書兼県面接申込書(別紙様式 1)
 - ②面接票(別紙様式 2)
 - ③誓約書(別紙様式 3)
 - ④チェックシート(別紙様式 4)
 - ④応募理由書(別紙様式 5)(地域枠への応募理由、どのような医師になりたいか、などを記入)
 - ⑤高等学校等の卒業見込証明書又は卒業証明書
 - ⑥住民票の写し(本人と親の関係が分かるもの)
 - ⑦返信用封筒(封筒は原則、定型長形 3 号とし、出願者の住所・氏名・郵便番号を記載し 82 円切手を貼付する)
- ※ 郵送で申し込む際は、封筒の表に「地域枠応募(茨城県内対象)」と朱書し、必ず郵便局の窓口で「簡易書留」の手続きをとってください。
- ※ 持参する場合は土曜・日曜日及び祝日を除き、午前 9 時から午後 5 時まで受け付けます。

〈書類提出先〉

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

茨城県保健福祉部医療局医療人材課医師確保グループ

7 大学の地域枠等入学試験実施方法・日程等

筑波大学	地域枠入試の実施に関しては現在調整中のため、8月以降に公表いたします。
東京医科大学	実施方法:推薦入試 出願期間:令和元年11月11日(月)～11月22日(金) 試験日:令和元年12月7日(土)
東京医科歯科大学	実施方法:推薦入試(センター試験利用) 出願期間:令和2年1月21日(火)～28日(火) 試験日:第1段階選抜(調査書等の内容・センター試験の成績により選抜) センター試験 令和2年1月18日(土), 19日(日) 第2段階選抜(面接試験) 令和2年2月9日(日)【第1段階選抜合格者のみ】
杏林大学	実施方法:一般入試(前期試験) 出願期間:令和元年12月9日(月)～令和2年1月15日(水) 試験日:1次 令和2年2月3日(月) 2次 令和2年2月12日(水) 【1次試験合格者のみ】
日本医科大学	実施方法:一般入試(前期試験) 出願期間:令和元年12月27日(金)～令和2年1月27日(月) 試験日:1次 令和2年2月2日(日) 2次 令和2年2月11日(火), 12日(水)のうち希望する1日 【1次試験合格者のみ】
	実施方法:一般入試(後期試験) 出願期間:令和2年2月3日(月)～令和2年2月25日(火) 試験日:1次 令和2年3月3日(火) 2次 令和2年3月10日(火) 【1次試験合格者のみ】
	実施方法:一般入試(後期試験), センター試験(国語)併用 出願期間:令和2年2月3日(月)～令和2年2月25日(火) 試験日:センター試験(国語) 令和2年1月18日(土) 1次 令和2年3月3日(火) 2次 令和2年3月10日(火) 【1次試験合格者のみ】
北里大学	実施方法:地域枠指定校推薦入試 出願期間:令和元年11月1日(金)～令和元年11月8日(金) 試験日:令和元年11月17日(日)
帝京大学	実施方法:一般入試 出願期間:令和元年12月18日(水)～令和2年1月21日(火) 試験日:1次 令和2年1月27日(月), 28日(火), 29日(水) (1次選考は、試験日自由選択制) 2次 令和2年2月4日(火), 5日(水) 【1次試験合格者のみ】 ※ 出願時にどちらか1日選択

※ 詳細については必ず各大学の選抜要項等をご確認下さい。

8 入学後の手続き

令和2年4月に茨城県地域枠入学者として入学した後、修学資金貸与のための契約を締結します。(独立の生計を営む連帯保証人2名を決めていただきます。ご家族と事前によく相談してください。)

9 返還の免除等

(1) 全額免除

大学卒業後、1年6ヶ月以内に医師免許を取得した後、直ちに指定従事医療機関等で9年間（臨床研修期間を含む）を医師として業務に従事したときは返還を免除します。

従事期間のうち2分の1以上の期間は「医師不足地域内の医療機関」で勤務していただきます。

※ 令和2年度入学者に適用される医師不足地域は、入学時点での医師不足地域ではなく、臨床研修開始時点での医師不足地域となります。

※ 大学院の医学を履修する課程に在学している期間や、育児休業等やむを得ない事由により医師業務の従事等ができない期間は、従事期間に含まれません。

※ 出身大学の附属病院の専門研修プログラム等に登録し、県外医療機関で複数年勤務をする場合等も「認定専門研修」として認めます。この場合に、県外での勤務期間は従事期間に算入しない（猶予扱い）こととします。

(2) 裁量免除

災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができなくなったとき、その他特に必要と認めるときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除します。

10 修学資金の返還

返還の免除事由（9 返還の免除等）に該当しなかったときは、貸与を受けた修学資金に利息※を付した金額を、返還義務が生じた日から1ヶ月以内に返還していただきます。

※ 「利息」とは、修学資金の貸与を受けた日の翌日から卒業の日までの日数に応じ、年 10%の割合で計算した額

※ 本制度から正当な理由なく離脱した方を採用した病院は、厚生労働省からの補助金が減額される場合があります。そのため制度離脱者は、大学卒業後に2年間の初期臨床研修を行う病院に採用される際に不利益を被ることがあります。

なお、これは令和元年（2019年）7月現在の情報のため、今後変更となる場合があります。

11 その他の注意事項

- 地域枠入学者は、将来、茨城県の地域医療に貢献する熱意と能力を有し、在学期間中は本修学資金の貸与を受けることが要件となっています。
- 推薦入学試験の出願資格は、高等学校等卒業後1年以内の者です。
- 地域枠入学者は、本修学資金の貸与を受ける修学生として、地域医療支援センターが主催する各種セミナーや個別面談などに必ず参加することとなっています。
- 就労義務を伴う他の奨学金との併用はできません。
- 地域枠合格者は、契約手続きを行うため、令和2年2月25日（火）（国公立大学前期日程試験日）、令和2年3月12日（木）（後期日程試験日）に実施する説明会及び令和2年3月27日（金）に実施する新入生オリエンテーションに必ず出席してください（出席対象者には後日、個別に通知します）。

茨城県地域医療支援センターについて

- 茨城県では、医師修学資金や県地域枠の卒業医師をはじめとする若手医師の皆さんが県内の医療機関で充実した勤務を過ごしながら自分の希望に応じたキャリアアップが図れるよう、若手医師の皆さんを大きくサポートする「茨城県地域医療支援センター」を平成24年4月に設置しました。
- 地域医療支援センターの特色
 - ◇ 医学生時から県内各医療圏の病院見学や先輩医師からの講話や交流会などの機会をもつことができます。
 - ◇ 専任医師（キャリアコーディネーター）が、面談によりご本人の意向を踏まえて専門医資格取得などのためのキャリアパス（プログラム）を作成します。
 - ◇ 特色の違う病院をローテーションしながら研修ができます。
 - ◇ 多彩な症例が経験でき、技術・臨床能力の向上が図れます。
 - ◇ 医師としての初期段階において身につけておくべき手技習得などを支援します。
 - ◇ 医学生や若手医師同士の交流会などを通じて、生涯に渡る人脈を幅広く築くことができます。

<問い合わせ先>

茨城県保健福祉部医療局医療人材課医師確保グループ

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

TEL:029-301-3191 FAX:029-301-3194 E-mail:i.doctor@pref.ibaraki.lg.jp

出願希望大学名	大学	応募・申込年月日	令和 年 月 日
茨城県地域医療医師修学資金貸与制度 (北里大学・東京医科大学用) 応募書 兼 県面接申込書			
ふりがな			写真貼付欄
氏 名	男・女		1. カラー写真, 上半身, 正面, 無帽, 無背景, 枠なし 2. 縦4cm×横3cm 3. 最近3ヶ月以内撮影 4. 裏面に氏名を記入 5. 全面のり付け
現住所	〒		生年月日 年 月 日生 令和元年10月1日現在 (満 才)
	電話: () -	携帯: () -	
出身学校	名称		
	所在地	〒	
	卒業等	電話 () -	
保護者	住所	氏 名	続 柄
	〒		
電話 () -			
※該当がある場合に記入願います。(高校卒業後の在学歴(予備校含む), 就職歴等)			
卒業後履歴	年 月 日 ~ 年 月 日 ()		
	年 月 日 ~ 年 月 日 ()		
	年 月 日 ~ 年 月 日 ()		

出願希望大学名	大学	応募・申込年月日	令和 年 月 日
茨城県地域医療医師修学資金貸与制度 (東京医科歯科大学・杏林大学・日本医科大学(前期試験)・帝京大学用) 応募書 兼 県面接申込書			
ふりがな			写真貼付欄
氏名	男・女		1. カラー写真, 上半身, 正面, 無帽, 無背景, 枠なし 2. 縦4cm×横3cm 3. 最近3ヶ月以内撮影 4. 裏面に氏名を記入 5. 全面のり付け
現住所	〒		生年月日 年 月 日生 令和元年11月1日現在 (満 才)
	電話: () -	携帯: () -	
出身学校	名称		
	所在地	〒	
	卒業等	年 月 卒業・卒業見込	
保護者	住所	氏名	続柄
	〒		
	電話: () -		
※該当がある場合に記入願います。(高校卒業後の在学歴(予備校含む), 就職歴等)			
卒業後履歴	年 月 日 ~ 年 月 日 ()		
	年 月 日 ~ 年 月 日 ()		
	年 月 日 ~ 年 月 日 ()		
以下に該当する者は右欄に○を付すこと ・令和元年10月26日(土)実施の北里大学及び東京医科大学に係る茨城県地域医療医師修学資金貸与制度の県面接を受けた者 ・令和元年10月26日(土)実施の北里大学及び東京医科大学に係る茨城県地域医療医師修学資金貸与制度に応募し、県面接を受ける予定である者			

出願希望大学名		日本医科大学（後期試験）		応募・申込年月日		令和 年 月 日	
茨城県地域医療医師修学資金貸与制度 （日本医科大学（後期試験）・日本医科大学（後期試験）センター試験（国語）併用） 応募書 兼 県面接申込書							
ふりがな						写真貼付欄	
氏 名		男 ・ 女				1. カラー写真、上半身、正面、無帽、無背景、枠なし 2. 縦4cm×横3cm 3. 最近3ヶ月以内撮影 4. 裏面に氏名を記入 5. 全面のり付け	
現住所		〒				生 年 月 日	年 月 日生 令和元年11月1日現在 （満 才）
		電話：（ ） —		携帯：（ ） —			
出 身 学 校	名 称						
	所 在 地	〒					
		電話（ ） —					
	卒 業 等	年 月 卒業 ・ 卒業見込					
保 護 者	住 所			氏 名		続 柄	
	〒 電話（ ） —						
※該当がある場合に記入願います。（高校卒業後の在学歴（予備校含む）、就職歴等）							
卒 業 後 履 歴	年 月 日 ～ 年 月 日（ ）						
	年 月 日 ～ 年 月 日（ ）						
	年 月 日 ～ 年 月 日（ ）						
以下に該当する者は右欄に○を付すこと ・令和元年10月26日（土）実施の北里大学及び東京医科大学に係る茨城県地域医療医師修学資金貸与制度の県面接を受けた者 ・令和元年10月26日（土）実施の北里大学及び東京医科大学に係る茨城県地域医療医師修学資金貸与制度に応募し、県面接を受ける予定である者							

出願希望大学名	大学	作成日	令和 年 月 日
茨城県地域医療医師修学資金貸与制度 面接票			
ふりがな			性別
氏 名			男・女
1. 趣味・特技		2. 好きなスポーツ	
3. クラブ・サークル活動		4. 学級委員・運動部の主将等委員や役員の経験	
5. 社会参加の経験（ボランティア・アルバイト・その他）			
6. 好きな言葉		7. 高校生時代等が一番印象に残った事	
8. 茨城県の好きな点		9. 自分の性格	
10. あなた自身で自分をPRしてください。（あなたが得意なこと、これまでに力を入れてきたことなど、どのようなことでも結構です。）			
11. 志望大学・学部名		12. 既卒の場合 前年度の受験大学・学部名	
1)	大学 学部	1)	大学 学部
2)	大学 学部	2)	大学 学部
3)	大学 学部	3)	大学 学部
4)	大学 学部	4)	大学 学部

誓 約 書

年 月 日

茨城県知事 殿

応募者氏名： 印

※保護者氏名： 印

※応募者が未成年の場合に記入

出願希望大学名： 大学

私は、茨城県地域医療医師修学資金の貸与決定を受けたときは、下記を遵守することを誓います。

記

- 1 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例及び茨城県地域医療医師修学資金貸与条例施行規則の規定を遵守すること。
- 2 学業に専念するとともに、地域医療支援センターが開催する研修会、個別面談などの支援事業に参加すること。
- 3 医師免許取得後は、医師不足地域（※）における医療機関及び地域において中核的な役割を担う医療機関の中から知事が指定する医療機関において茨城県地域医療医師修学資金貸与条例に規定する指定期間、医師として従事すること。
- 4 本制度から正当な理由なく離脱しないこと。

※令和 2 年度入学者に適用される医師不足地域は、入学時点での医師不足地域ではなく、臨床研修開始時点での医師不足地域となります。

備考：自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

医師修学資金貸与制度チェックシート

以下の項目を熟読いただき、茨城県地域医療医師修学資金貸与制度の趣旨を十分理解してください。

確認したらチェック ☒

- ・ 本制度の条例・施行規則を読みましたか。 ☐はい
- ・ 地域医療支援センターホームページ内の「茨城県地域医療医師修学資金貸与制度ガイドブック」は熟読し、内容を理解しましたか。 ☐はい
- ・ 誓約書の内容は正しく理解しましたか。 ☐はい
- ・ 医師不足地域について、入学時点の医師不足地域ではなく、臨床研修開始時点の医師不足地域が適用されることを正しく理解しましたか。 ☐はい
- ・ 本制度の目的は大学卒業後の指定従事医療機関での勤務に重点を置いています。卒業後の勤務要件について理解しましたか。 ☐はい
- ・ 本制度から正当な理由なく離脱した場合の不利益について理解しましたか。 ☐はい

上記を熟読し理解しました。 ☐はい

令和元年（2019 年） 月 日

本人署名 _____

保護者署名 _____

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例を公布する。

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、特定の地域及び診療科において医師が不足している状況にかんがみ、医師不足地域における医療機関等において将来医師の業務に従事しようとする者に対し、茨城県地域医療医師修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与することにより、地域医療の充実に必要な医師の養成及び確保を緊急に図り、もって本県の医療の向上に資することを目的とする。

(平21条例31・平21条例54・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「医師不足地域」とは、医師の不足によりその確保が必要な地域として知事が定める地域をいう。

2 この条例において「医療機関」とは、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。

(平26条例52・平30条例56・一部改正)

(修学資金の貸与)

第3条 知事は、次のいずれかに該当する者であって、大学(大学院を除く。以下同じ。)の医学を履修する課程に在学するもの(第3号に掲げる者にあつては、国立大学法人筑波大学が設置する筑波大学の医学を履修する課程に在学するものに限る。)のうち、第11条第1項第5号に規定する指定従事医療機関において将来医師の業務に従事しようとする者を対象とした入学試験により入学したものに対し、修学資金を貸与することができる。

- (1) 県内の高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部を卒業し、又は修了した者
- (2) 県内に居住する者の子(前号に掲げる者を除く。)
- (3) 前2号に掲げる者以外の者

(平30条例56・全改)

(貸与金額等)

第4条 修学資金の貸与金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校である大学 月額200,000円
- (2) 学校教育法第2条第2項に規定する私立学校である大学 月額250,000円

2 修学資金には、貸与を受けた各月分の修学資金の額につき、当該貸与を受けた日の翌日から当該貸与を受けた者が大学を卒業する日(第8条の規定により貸与契約が解除された場合にあつては、当該解除の日)までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付するものとする。

(平29条例15・一部改正)

(貸与期間)

第5条 修学資金の貸与期間は、修学資金の貸与を受けた者(以下「修学生」という。)に係る大学の修学期間以内(当該修学期間が72月を超える場合にあっては、当該修学期間のうち72月以内)とする。

(平29条例46・一部改正)

(貸与方法)

第6条 修学資金は、予算の範囲内で契約(以下「貸与契約」という。)により貸与するものとする。

(連帯保証人)

第7条 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を立てなければならない。

(貸与契約の解除)

第8条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の貸与契約を解除するものとする。

- (1) 退学し、又は退学の処分を受けたとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(学業成績表等の提出)

第9条 知事は、修学生に対し、在学証明書、学業成績表及び健康診断書の提出を求めることができる。

(貸与の停止等)

第10条 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間、修学資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、これを復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

- 2 知事は、修学生が留年(一の学年の課程を再度履修することをいう。)した場合において、当該修学生が当該留年の期間に係る修学資金の貸与の停止を希望するときは、当該期間、修学資金の貸与を停止することができる。
- 3 知事は、修学生が正当な理由がなく前条の規定による求めに応じなかったときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(平29条例46・一部改正)

(返還)

第11条 修学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に、修学資金に第4条第2項の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。

- (1) 第8条の規定により修学資金の貸与契約が解除されたとき。
- (2) 大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年6月以内に医師の免許を取得しなかったとき。
- (3) 医師の免許を取得した後、直ちに県内の医療機関において臨床研修(医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)を受けなかったとき(次項の規定により知事が指定した場合を除く。))。
- (4) 県内の医療機関において臨床研修を修了しなかったとき(次項の規定により知事が指定した場合を除く。))。
- (5) 県内の医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き医師不足地域内における医療機関及び地域において中核的な役割を担う医療機関としてあらかじめ知事が定める医療機関であって、臨床研修の修了及び次条の規定による修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けている期間の終了(同条第1号に該当する場合を除く。)に当たり知事が地域における医師の養成及び確保の状況等に応じ修学生ごとに指定するもの(当該指定後に知事が地域における医師の養成及び確保の状況等に応じ指定に係る医療機関を変更する必要があると認めた場合にあっては、当該変更後の医療機関として知事が当該修学生ごとに指定するもの)(以下「指定従事医療機関」という。)において医師の業務に従事しなかったとき(次項の規定により知事が指定した場合を除く。))。
- (6) 指定従事医療機関において医師の業務に従事しなくなったとき(次項の規定により知事が指定した場合及び第13条第1項第1号に該当する場合を除く。))。
- (7) 県内の医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事し、かつ、当該臨床研修の修了に要した期間(当該期間が2年を超える場合にあっては、2年。次号イ及び第13条第1項第1号において同じ。)と当該業務に従事した期間とを合算した期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達した場合であって、当該合算した期間の2分の1に相当する期間を医師不足地域における医療機関において従事しなかったとき(次項の規定により知事が指定した場合を除く。))。
- (8) 次項の規定により知事が指定した場合にあっては、次のいずれかに該当するとき。

ア 医師の免許を取得した後直ちに県内の医療機関又は配偶者(イに規定する義務期間が終了するまでの間に婚姻が解消され、又は取り消された場合にあっては、配偶者であった者)が他県修学資金(本県及び県内の市町村以外の地方公共団体の長が大学の医学を履修する課程に在学する者に対して貸与する修学のための資金であって、医師の免許を取得した後当該地方公共団体の区域内に所在する医療機関(以下「他県医療機関」という。)で当該地方公共団体の長が指定するもの又は当該地方公共団体の長が指定する地域内のもの(以下「他県指定医療機関」という。))において一定期間医師の業務に従事することによりその返

還が免除される特約が付されたもの(知事が指定するものに限る。)をいう。以下同じ。)の貸与を受けた場合にあっては、他県医療機関において臨床研修を受けなかったとき。

イ 県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を修了しなかったとき。

ウ 県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関又は他県指定医療機関において医師の業務に従事しなかったとき。

エ 指定従事医療機関において医師の業務に従事した後引き続き他県指定医療機関において医師の業務に従事する場合にあっては、指定従事医療機関において次項の規定により知事が指定した期間(第3項の規定により期間を変更した場合にあっては、当該変更後の期間)(以下「指定期間」という。)医師の業務に従事した後引き続き他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき、又は指定従事医療機関において指定期間医師の業務に従事せず、かつ、他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき(第13条第1項第2号に該当する場合を除く。)。

オ 他県指定医療機関において医師の業務に従事した後引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事する場合にあっては、他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事した後引き続き指定従事医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき、又は他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事せず、かつ、指定従事医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき(第13条第1項第2号に該当する場合を除く。)。

カ 県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関及び他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事し、かつ、当該臨床研修の修了に要した期間と当該業務に従事した期間とを合算した期間(第13条第1項第2号及び第3号、第2項並びに第3項において「義務期間」という。)が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達した場合であって、当該合算した期間のうち、県内の医療機関において臨床研修を受けた期間と指定従事医療機関において医師の業務に従事した期間とを合算した期間の2分の1に相当する期間以上の期間を医師不足地域における医療機関において従事しなかったとき(第13条第1項第2号に該当する場合を除く。)。

(9) 医師の免許を取得した後、死亡又は心身の故障により、臨床研修を受けること又は医師の業務に従事すること(以下「医師業務の従事等」という。)ができなくなったとき(第13条第1項第3号及び第14条に該当する場合を除く。)。

2 知事は、修学生から他県医療機関で臨床研修を受け、又は医師の業務に従事する前に申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該修学生が臨床研修の修了に要する期間(当該期間が2年を超える場合にあっては、2年)並びに指定従事医療機関及び他県指定医療機関においてそれぞれ医師の業務に従事する期間を合算した期間と当該修学生が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間とが等しくなるよう、当該修学生が当該業務に従事すべき期間を指定するものとする。

(1) 修学生が、他県修学資金の貸与を受けている者と婚姻したとき。

(2) 修学生及びその配偶者が、指定従事医療機関及び他県指定医療機関において

医師の業務に従事する意思を有すると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、医師不足地域内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のため必要な基準として知事が別に定める基準に適合するとき。

- 3 知事は、前項の規定により期間を指定した場合であって、修学生と他県修学資金の貸与を受けている者との婚姻が解消され、又は取り消されたときその他特に必要があると認めるときは、修学生の申請により、同項の規定により指定した期間を変更することができる。

(平24条例42・平26条例52・平30条例56・一部改正)

(返還債務の履行猶予)

第12条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する間(第2号及び第4号にあっては、知事が必要と認めた期間に限る。)、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 第8条の規定により修学資金の貸与契約が解除された後、引き続き大学の医学を履修する課程に在学しているとき。
- (2) 臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修のうち県外の医療機関を実施場所とするものであって、地域医療の充実に必要なものとして知事が認定したもの(当該認定後に知事が地域医療の充実に必要なものとして認定に係る研修を変更する必要があると認めた場合にあっては、当該変更後の研修として知事が認定したもの)(次条第2項において「認定専門研修」という。)を受けているとき。
- (3) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、医師不足地域内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のため特に必要であると認められる事由があるとき。
- (5) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。

(平24条例42・平26条例52・平30条例56・一部改正)

(返還債務の当然免除)

第13条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 医師の免許を取得した後直ちに県内の医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事し、かつ、当該臨床研修の修了に要した期間と当該業務に従事した期間とを合算した期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達した場合であって、当該合算した期間の2分の1に相当する期間以上の期間を医師不足地域における医療機関において従事したとき(第11条第2項の規定により知事が指定した場合を除く。)
- (2) 第11条第2項の規定により知事が指定した場合にあっては、修学生が医師の免許を取得した後直ちに県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定期間、指定従事医療機関及び他県指定医療機関において医師の業務に従事し、かつ、義務期間が修学資金の貸与を受けた

期間の2分の3に相当する期間に達したときであって、当該義務期間のうち、県内の医療機関において臨床研修を受けた期間と指定従事医療機関において医師の業務に従事した期間とを合算した期間の2分の1に相当する期間以上の期間を医師不足地域における医療機関において従事したとき。

(3) 第1号の規定による合算した期間中又は義務期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身の故障により医師業務の従事等ができなくなったとき。

2 認定専門研修を受けたことにより指定従事医療機関又は他県指定医療機関において医師の業務に従事できなかった修学生に係る前項第1号及び第2号の規定の適用については、当該修学生は、第12条の規定により知事が必要と認めた期間に限り、引き続き指定従事医療機関又は他県指定医療機関において医師の業務に従事していたものとみなす。この場合において、当該指定従事医療機関又は当該他県指定医療機関において医師の業務に従事していたものとみなされた期間は、これを同項第1号の規定による合算した期間又は義務期間に算入しない。

3 次の各号のいずれかに掲げる事由により医師業務の従事等ができなかった修学生に係る第1項第1号及び第2号の規定の適用については、当該修学生は、引き続き医師業務の従事等をしていたものとみなす。この場合において、当該医師業務の従事等をしていたものとみなされた期間は、これを同項第1号の規定による合算した期間又は義務期間に算入しない。

(1) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。

(2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができないとき。

(平24条例42・平26条例52・平30条例56・一部改正)

(返還債務の裁量免除)

第14条 知事は、修学生が災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができなくなったときその他特に必要があると認めるときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(延滞利息)

第15条 修学生は、正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき修学資金の額と第4条第2項の規定により計算した利息の額との合計額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(平25条例25・旧付則・一部改正)

2 当分の間、第15条に規定する延滞利息の年14.5パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律

第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。

(平25条例25・追加)

付 則(平成21条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(茨城県医師修学資金貸与条例の一部改正)

2 茨城県医師修学資金貸与条例(平成18年茨城県条例第47号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則(平成21年条例第54号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成24年条例第42号)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 この条例による改正前の茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の規定に基づき茨城県地域医療医師修学資金を貸与する契約を結んだ者については、この条例による改正後の茨城県地域医療医師修学資金貸与条例第12条及び第13条第2項の規定を除き、なお従前の例による。

付 則(平成25年条例第25号)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の次に掲げる条例の規定は、延滞金、遅延利息又は延滞利息のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(1)から(5)まで 略

(6) 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例付則第2項

付 則(平成26年条例第52号)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の茨城県地域医療医師修学資金貸与条例(以下「改正後の条例」という。)第11条第1項第3号から第5号まで及び第7号から第10号まで、第2項並びに第3項、第12条第4号並びに第13条第1項第1号から第3号まで、第2項並びに第3項の規定は、この条例の施行の日において現にこの条例による改正前の茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の規定に基づき茨城県地域医療医師修学資金の貸与を受けている者についても適用する。この場合において、改正後の条例第11条第1項第5号中「第3条第1号に該当する修学生」とあるのは、「修学生」と読み替えるものとする。

付 則(平成29年条例第15号)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度に大学(大学院を除く。以下同じ。)に入学する者に係る茨城県地域医療医師修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与金額は、この条例による改正後の茨城県地域医療医師修学資金貸与条例(以下「改正後の条例」という。)第4条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額又は月額150,000円のうち当該者が同年度における修学資金の貸与に係る契約を締結するに際して選択する額とする。
- 3 平成28年度以前に大学に入学した者に係る修学資金の貸与金額は、改正後の条例第4条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則(平成29年条例第46号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(平成30年条例第56号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の茨城県地域医療医師修学資金貸与条例第3条、第11条第1項第5号から第8号まで及び第2項、第12条並びに第13条第1項及び第2項の規定は、この条例による改正前の茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の規定に基づき茨城県地域医療医師修学資金を貸与する契約を結んだ者についても適用する。

付 則(平成31年条例第18号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

○茨城県地域医療医師修学資金貸与条例施行規則

平成21年1月15日

茨城県規則第2号

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例施行規則を次のように定める。

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県地域医療医師修学資金貸与条例(平成20年茨城県条例第36号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与申請)

第2条 修学資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、修学資金貸与申請書に次に掲げる書類を添えて所定の期日までに知事に申請しなければならない。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部を卒業し、又は修了したことを証する書類
- (2) 大学の在学証明書
- (3) 住民票の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(貸与の適否の決定等)

第3条 知事は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、修学資金の貸与の適否を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により修学資金の貸与の適否を決定したときは、遅滞なく、修学資金貸与決定通知書又は修学資金貸与不承認決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(貸与契約)

第4条 申請者は、前条第2項の規定による修学資金の貸与の決定の通知を受け取ったときは、遅滞なく、茨城県地域医療医師修学資金貸与契約書により貸与契約を締結するものとする。

(連帯保証人)

第5条 条例第7条の規定による連帯保証人は、独立の生計を営む者でなければならない。

2 申請者が未成年である場合は、連帯保証人のうち1人は法定代理人でなければならない。

3 修学生(貸与契約を締結した後、最初の修学資金の交付を受けていない者を含む。次条及び第7条において同じ。)は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の氏名若しくは住所の変更があったときは、直ちに、連帯保証人変更届に連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

(貸与契約の解除)

第6条 知事は、条例第8条の規定により修学資金の貸与契約を解除したときは、茨城県地域医療医師修学資金貸与契約解除通知書により修学生及び連帯保証人に通知するものとする。

(貸与の停止等)

第7条 知事は、条例第10条の規定により修学資金の貸与を停止し、又は一時保留したときは、修学資金貸与停止(一時保留)通知書により修学生及び連帯保証人に通知するものとする。

- 2 知事は、条例第10条の規定により停止し、又は一時保留した修学資金の貸与を再開したときは、修学資金貸与再開通知書により修学生及び連帯保証人に通知するものとする。

(医療機関等の指定又は変更)

第7条の2 知事は、条例第11条第1項第5号の規定により医療機関を指定し、若しくは指定に係る医療機関を変更しようとするときは、あらかじめ、当該修学生と面接を行うものとする。

- 2 知事は、医療機関を指定し、若しくは指定に係る医療機関を変更することを決定したときは、書面により、その旨を当該修学生に通知するものとする。

(平25規則43・追加, 平27規則32・平30規則96・一部改正)

(返還申告書)

第8条 修学生は、条例第11条第1項各号に掲げる事由が生じたとき(条例第12条の規定による返還の債務の履行の猶予を受けている場合は、当該猶予の期間が満了したとき。)は、当該事由が生じた日から起算して10日以内に、修学資金返還申告書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該事由が修学生の死亡によるものであるときは、当該申告書の提出は、当該修学生の相続人(相続人がないときは、当該修学生の連帯保証人。以下同じ。)が行うものとする。

(平27規則32・一部改正)

(指定期間の指定の申請等)

第8条の2 条例第11条第2項の規定による申請は、指定期間指定申請書に同項各号のいずれにも該当することを証する書類を添えて行わなければならない。

- 2 条例第11条第3項の規定による申請は、指定期間変更申請書に知事が必要と認める書類を添えて行わなければならない。
- 3 知事は、前2項の申請があったときは、その内容を精査し、指定期間を指定し、又は変更することを決定したときは指定期間指定(変更)通知書により、指定期間を指定せず、又は変更しないことを決定したときは指定期間を指定(変更)できない旨の通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(平27規則32・追加)

(認定専門研修の申請等)

第8条の3 修学生は、条例第12条第2号の規定による認定(変更に係る認定を除く。次項において同じ。)を受けようとするときは、当該認定に係る研修を受けようとする日の6月前までに、専門研修認定申請書を知事に提出しなければならない。

2 修学生は、認定を受けた研修を変更しようとするときは、認定専門研修変更申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前2項の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る研修が地域医療の充実に必要と認めたときは専門研修(認定専門研修変更)認定通知書により、当該申請に係る研修が地域医療の充実に必要と認められない場合には専門研修(認定専門研修変更)不認定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(平25規則43・追加, 平27規則32・旧第8条の2繰下)

(猶予の申請)

第9条 修学生は、条例第12条の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとするときは、修学資金返還猶予申請書に同条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(猶予の承認通知等)

第10条 知事は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、修学資金の返還の債務の履行を猶予することが相当であると認めたときは修学資金返還猶予承認通知書により、当該猶予することが不当であると認めたときは修学資金返還猶予不承認通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(当然免除事由発生届)

第11条 修学生は、条例第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、修学資金返還当然免除事由発生届に次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(1) 条例第13条第1項第1号又は第2号に該当するとき 業務従事証明書

(2) 条例第13条第1項第3号に該当するとき(修学生が死亡した場合を除く。) 診断書及び当該心身の故障が業務に起因するものであることを証する書類

2 修学生が死亡した場合において、条例第13条第1項第3号に該当するときは、当該修学生の相続人は、遅滞なく、修学資金返還当然免除事由発生届に死亡診断書及び当該死亡が業務に起因するものであることを証する書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(平27規則32・一部改正)

(当然免除の認定通知等)

第12条 知事は、前条の規定による届出を受理したときは、その事実を確認し、修学資金の返還の債務を免除することが相当であると認めたときは、修学資金返還免除認定(承認)通知書により、当該免除することが不当であると認めたときは修学資金返還免除不認定(不承認)通知書により、当該届出をした者に通知するものとする。

(裁量免除の申請)

第13条 修学生は、条例第14条の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとするときは、修学資金返還裁量免除申請書にその事由を証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 修学生が死亡した場合において、条例第14条に該当し、かつ、同条の規定による修学資金の返還の債務の免除を受けようとするときは、当該修学生の相続人は、遅滞なく、修学資金返還裁量免除申請書に死亡診断書を添えて、知事に申請しなければならない。

3 前条の規定は、前2項の規定による申請があった場合について準用する。この場合において、同条中「前条の規定による届出」とあるのは「次条第1項及び第2項の規定による申請」と、「その事実を確認し」とあるのは「その内容を審査し」と、「当該届出」とあるのは「当該申請」と読み替えるものとする。

(期間の計算方法)

第14条 条例第11条第1項第7号及び第8号並びに第13条第1項から第3項までに規定する期間の計算は、月数によるものとする。ただし、その数に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。

(平25規則43・平27規則32・平30規則96・一部改正)

(その他の届出)

第15条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、当該各号に掲げる届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき 氏名(住所)変更届

(2) 退学し、又は退学の処分を受けたとき 退学届

(3) 修学資金の貸与を受けることを辞退するとき 辞退届

(4) 休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は留年したとき 休学(停学・留年)届

(5) 復学したとき 復学届

(6) 卒業したとき 卒業届

(7) 医師の免許を取得したとき 医師免許取得届

(8) 臨床研修を開始したとき 臨床研修開始届

(9) 医師の業務に従事したとき 業務従事開始届

(10) 医師の業務に従事しなくなったとき 退職届

2 修学生が死亡したときは、当該修学生の相続人は、遅滞なく、修学生死亡届に死亡診断書を添えて、知事に届け出なければならない。

3 医師の業務に従事する修学生は、毎年4月30日までに業務従事状況報告書に業務従事証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

(平25規則43・一部改正)

(申請書等の様式)

第16条 次の表の左欄に掲げるこの規則の各条項に規定する当該中欄に掲げる申請

書等の様式は、当該右欄に掲げるとおりとする。

該当条項	申請書等の種類	様式
第2条	修学資金貸与申請書	様式第1号
第3条第2項	修学資金貸与決定通知書	様式第2号
第3条第2項	修学資金貸与不承認決定通知書	様式第3号
第4条	茨城県地域医療医師修学資金貸与契約書	様式第4号
第5条第3項	連帯保証人変更届	様式第5号
第6条	茨城県地域医療医師修学資金貸与契約解除通知書	様式第6号
第7条第1項	修学資金貸与停止(一時保留)通知書	様式第7号
第7条第2項	修学資金貸与再開通知書	様式第7号の2
第8条	修学資金返還申告書	様式第8号
第8条の2第1項	指定期間指定申請書	様式第8号の2
第8条の2第2項	指定期間変更申請書	様式第8号の3
第8条の2第3項	指定期間指定(変更)通知書	様式第8号の4
第8条の2第3項	指定期間を指定(変更)できない旨の通知書	様式第8号の5
第8条の3第1項	専門研修認定申請書	様式第8号の6
第8条の3第2項	認定専門研修変更認定申請書	様式第8号の7
第8条の3第3項	専門研修(認定専門研修変更)認定通知書	様式第8号の8
第8条の3第3項	専門研修(認定専門研修変更)不認定通知書	様式第8号の9
第9条	修学資金返還猶予申請書	様式第9号
第10条	修学資金返還猶予承認通知書	様式第10号
第10条	修学資金返還猶予不承認通知書	様式第11号
第11条第1項及び第2項	修学資金返還当然免除事由発生届	様式第12号
第11条第1項第1号及び第15条第3項	業務従事証明書	様式第13号
第12条及び第13条第3項	修学資金返還免除認定(承認)通知書	様式第14号
第12条及び第13条第3項	修学資金返還免除不認定(不承認)通知書	様式第15号
第13条第1項及び第2項	修学資金返還裁量免除申請書	様式第16号
第15条第1項第1号	氏名(住所)変更届	様式第17号
第15条第1項第2号	退学届	様式第18号
第15条第1項第3号	辞退届	様式第19号
第15条第1項第4号	休学(停学・留年)届	様式第20号

第15条第1項第5号	復学届	様式第21号
第15条第1項第6号	卒業届	様式第22号
第15条第1項第7号	医師免許取得届	様式第23号
第15条第1項第8号	臨床研修開始届	様式第24号
第15条第1項第9号	業務従事開始届	様式第25号
第15条第1項第10号	退職届	様式第27号
第15条第2項	修学生死亡届	様式第28号
第15条第3項	業務従事状況報告書	様式第29号

(平25規則43・平27規則32・平30規則96・一部改正)

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成22年規則第19号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成25年規則第43号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成26年規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成27年規則第32号)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の茨城県地域医療医師修学資金貸与条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第7条の2から第8条の3まで、第11条、第14条及び第16条並びに様式第4号(その1)、様式8号から様式第8号の9まで、様式第12号、様式第13号、様式第25号及び様式第29号の規定は、茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例(平成26年茨城県条例第52号)による改正前の茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の規定に基づき茨城県地域医療医師修学資金を貸与する契約を締結した者についても適用する。この場合において、改正後の規則第16条中「様式第4号(その1)又は様式第4号(その2)」とあるのは「様式第4号(その1)」と、様式第4号(その1)中「茨城県地域医療(条例第3条第医師修学資金貸与契約書1号に該当する者用)」とあるのは「茨城県地域医療医師修学資金貸与契約書」と、様式第8号中「条例第3条第1項に該当する修学生にあっては、県内」とあるのは「県内」と読み替えるものとする。

付 則(平成30年規則第9号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(平成30年規則第96号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成31年規則第14号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(様式省略)

様式第4号(第4条関係)

(平30規則96・全改)

茨城県地域医療医師修学資金貸与契約書

茨城県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)と連帯保証人
(以下「丙」という。)と連帯保証人 (以下「丁」という。)とは、茨城県地域医療医師修学資金貸与条例(平成20年茨城県条例第36号。以下「条例」という。)
第6条及び第7条の規定に基づき、茨城県地域医療医師修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与について、次のとおり契約を締結する。

(貸与)

第1条 甲は、乙に対し、次のとおり修学資金を貸与するものとする。

- (1) 貸与月額 円
- (2) 貸与期間 年 月から 年 月まで
- (3) 交付の時期 毎月

2 修学資金には、貸与を受けた各月分の修学資金につき、当該貸与を受けた日の翌日から当該貸与を受けた者が大学を卒業する日(第3条の規定によりこの契約が解除された場合にあっては、当該解除の日)までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付すものとする。

3 修学資金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。

(貸与の停止等)

第2条 甲は、乙が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間、修学資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、これを復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

2 甲は、乙が留年(一の学年の課程を再度履修することをいう。)した場合において、乙が当該留年の期間に係る修学資金の貸与の停止を希望するときは、当該期間、修学資金の貸与を停止することができる。

3 甲は、乙が正当な理由がなく条例第9条の規定による在学証明書、学業成績表又は健康診断書の提出の求めに応じなかったときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(契約の解除)

第3条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除するものとする。

- (1) 退学し、又は退学の処分を受けたとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 甲は、乙が不正に修学資金の貸与を受けたときは、この契約を解除することができる。

(返還)

第4条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に、修学資金に第1条第2項の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年6月以内に医師の免許を取得しなかったとき。

(3) 医師の免許を取得した後、直ちに県内の医療機関において臨床研修(医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)を受けなかったとき(次項の規定により甲が指定した場合を除く。)

(4) 県内の医療機関において臨床研修を修了しなかったとき(次項の規定により甲が指定した場合を除く。)

(5) 県内の医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き医師不足地域内における医療機関及び地域において中核的な役割を担う医療機関としてあらかじめ知事が定める医療機関であって、臨床研修の修了及び第6条の規定による修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けている期間の終了(同条第1号に該当する場合を除く。)に当たり甲が地域における医師の養成及び確保の状況等に応じ指定するもの(当該指定後に甲が地域における医師の養成及び確保の状況等に応じ指定に係る医療機関を変更する必要があると認めた場合にあつては、当該変更後の医療機関として甲が指定するもの)(以下「指定従事医療機関」という。)において医師の業務に従事しなかったとき(次項の規定により甲が指定した場合を除く。)

(6) 指定従事医療機関において医師の業務に従事しなくなったとき(次項の規定により甲が指定した場合及び第7条第1項第1号に該当する場合を除く。)

(7) 県内の医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事し、かつ、当該臨床研修の修了に要した期間(当該期間が2年を超える場合にあつては、2年。次号イ及び第7条第1項第1号において同じ。)と当該業務に従事した期間とを合算した期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達した場合であつて、当該合算した期間の2分の1に相当する期間を医師不足地域における医療機関において従事しなかったとき(次項の規定により甲が指定した場合を除く。)

(8) 次項の規定により甲が指定した場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。

ア 医師の免許を取得した後直ちに県内の医療機関又は配偶者(イに規定する義務期間が終了するまでの間に婚姻が解消され、又は取り消された場合にあつては、配偶者であった者)が他県修学資金(本県及び県内の市町村以外の地方公共団体の長が大学の医学を履修する課程に在学する者に対して貸与する修学のための資金であつて、医師の免許を取得した後当該地方公共団体の区域内に所在する医療機関(以下「他県医療機関」という。)で当該地方公共団体の長が指定するもの又は当該地方公共団体の長が指定する地域内のもの(以下「他県指定医療機関」という。))において一定期間医師の業務に従事することによりその返還が免除される特約が付されたもの

(知事が指定するものに限る。)をいう。以下同じ。)の貸与を受けた場合にあっては、他県医療機関において臨床研修を受けなかったとき。

イ 県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を修了しなかったとき。

ウ 県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関又は他県指定医療機関において医師の業務に従事しなかったとき。

エ 指定従事医療機関において医師の業務に従事した後引き続き他県指定医療機関において医師の業務に従事する場合にあっては、指定従事医療機関において次項の規定により甲が指定した期間(第3項の規定により期間を変更した場合にあっては、当該変更後の期間)(以下「指定期間」という。)医師の業務に従事した後引き続き他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき、又は指定従事医療機関において指定期間医師の業務に従事せず、かつ、他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき(第7条第1項第2号に該当する場合を除く。)。

オ 他県指定医療機関において医師の業務に従事した後引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事する場合にあっては、他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事した後引き続き指定従事医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき、又は他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事せず、かつ、指定従事医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき(第7条第1項第2号に該当する場合を除く。)。

カ 県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関及び他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事し、かつ、当該臨床研修の修了に要した期間と当該業務に従事した期間とを合算した期間(第7条第1項第2号及び第3号、第2項並びに第3項において「義務期間」という。)が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達した場合であって、当該合算した期間のうち、県内の医療機関において臨床研修を受けた期間と指定従事医療機関において医師の業務に従事した期間とを合算した期間の2分の1に相当する期間以上の期間を医師不足地域における医療機関において従事しなかったとき(同条第1項第2号に該当する場合を除く。)。

(9) 医師の免許を取得した後、死亡又は心身の故障により、臨床研修を受けること又は医師の業務に従事すること(以下「医師業務の従事等」という。)ができなくなったとき(第7条第1項第3号及び第8条に該当する場合を除く。)。

2 甲は、乙から他県医療機関で臨床研修を受け、又は医師の業務に従事する前に申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、乙が臨床研修の修了に要する期間(当該期間が2年を超える場合にあっては、2年)並びに指定従事医療機関及び他県指定医療機関においてそれぞれ医師の業務に従事する期間を合算した期間と乙が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間とが等しくなるよう、乙が当該業務に従事すべき期間を指定するものとする。

(1) 乙が、他県修学資金の貸与を受けている者と婚姻したとき。

(2) 乙及びその配偶者が、指定従事医療機関及び他県指定医療機関において医師の業務に従事する意思を有すると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、医師不足地域内の医療の充実に必要な医師の育成

及び確保のため必要な基準として知事が別に定める基準に適合するとき。

3 甲は、前項の規定により期間を指定した場合であって、乙と他県修学資金の貸与を受けている者との婚姻が解消され、又は取り消されたときその他特に必要があると認めるときは、乙の申請により、同項の規定により指定した期間を変更することができる。

4 第1項の場合において、乙は、当該事由が生じた日から起算して10日以内に茨城県地域医療医師修学資金貸与条例施行規則(平成21年茨城県規則第2号。以下「規則」という。)第8条に規定する修学資金返還申告書を甲に提出し、甲の指示するところにより修学資金の返還の債務を履行するものとする。

(延滞利息)

第5条 乙は、正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき修学資金の額と第1条第2項の規定により計算した利息の額との合算額につき年14.5パーセントの割合(条例付則第2項の規定が適用される場合にあっては、同項に規定する割合)で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(返還債務の履行猶予)

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する間(第2号及び第4号にあっては、甲が必要と認めた期間に限る。)、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 第3条の規定によりこの契約が解除された後、引き続き大学の医学を履修する課程に在学しているとき。

(2) 臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を習得するために受ける研修のうち県外の医療機関を実施場所とするものであって、地域医療の充実に必要なものとして知事が認定したもの(当該認定後に知事が地域医療の充実に必要なものとして認定に係る研修を変更する必要があると認めた場合にあっては、当該変更後の研修として知事が認めたもの)(次条第2項において「認定専門研修」という。)を受けているとき。

(3) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、医師不足地域内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のため特に必要であると認められる事由があるとき。

(5) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。

(返還債務の当然免除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 医師の免許を取得した後直ちに県内の医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事し、かつ、当該臨床研修の修了に要した期間と当該業務に従事した期間とを合算した期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達した場合であって、当該合算した期間の2分の1に相当する期間以上の期間を医師不足地域における医療機関において従事したとき(第4条第2項の規定により甲が指定した場合を除く。)。

(2) 第4条第2項の規定により甲が指定した場合にあっては、乙が医師の免許を取

得した後直ちに県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定期間、指定従事医療機関及び他県指定医療機関において医師の業務に従事し、かつ、義務期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達したときであって、当該義務期間のうち、県内の医療機関において臨床研修を受けた期間と指定従事医療機関において医師の業務に従事した期間とを合算した期間の2分の1に相当する期間以上の期間を医師不足地域における医療機関において従事したとき。

(3) 第1号の規定による合算した期間中又は義務期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身の故障により医師業務の従事等ができなくなったとき。

2 認定専門研修を受けたことにより指定従事医療機関又は他県指定医療機関において医師の業務に従事できなかった場合における前項第1号及び第2号の規定の適用については、乙は、前条の規定により甲が必要と認めた期間に限り、引き続き指定従事医療機関又は他県指定医療機関において医師の業務に従事していたものとみなす。この場合において、当該指定従事医療機関又は当該他県指定医療機関において医師の業務に従事していたものとみなされた期間は、これを同項第1号の規定による合算した期間又は義務期間に算入しない。

3 次の各号のいずれかに掲げる事由により医師業務の従事等ができなかった場合における第1項第1号及び第2号の規定の適用については、乙は、引き続き医師業務の従事等をしていなかったものとみなす。この場合において、当該医師業務の従事等をしていなかったものとみなされた期間は、これを同項第1号の規定による合算した期間又は義務期間に算入しない。

(1) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。

(2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができないとき。

(返還債務の裁量免除)

第8条 甲は、乙が災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができなくなったときその他特に必要があると認めるときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(連帯保証)

第9条 丙及び丁は、この契約による乙の甲に対する債務について乙と連帯して履行の責めに任ずる。

2 乙は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があったときは、直ちに、規則第5条第3項に規定する連帯保証人変更届を甲に提出しなければならない。

(契約の履行)

第10条 前各条に定めるもののほか、乙は、条例及び規則の定めるところにより、その義務を誠実に履行するものとする。

(疑義等の決定)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、

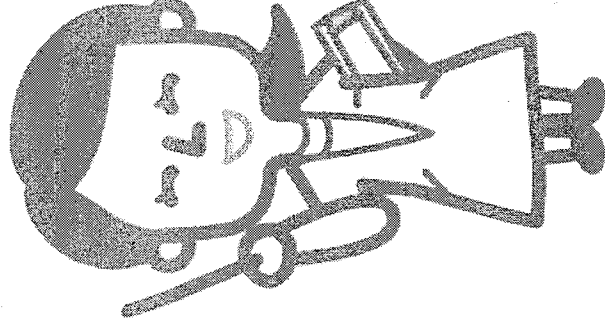
甲乙丙丁各1通を保有する。

年 月 日

甲	茨城県水戸市笠原町978番6	
	茨城県知事	印
乙	住所	
	(電話	)
	氏名	印
丙(連帯保証人)	住所	
	(電話	)
	氏名	印
丁(連帯保証人)	住所	
	(電話	)
	氏名	印

備考 連帯保証人の印鑑登録証明書を提出すること。

地域卒の複数出願及び併願について

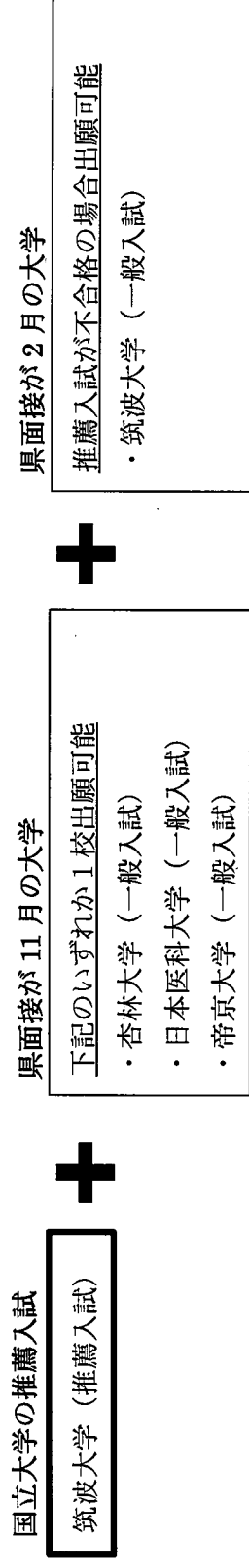


1. 複数出願及び併願について
2. 合格後の入学辞退について

1. 複数出願及び併願について

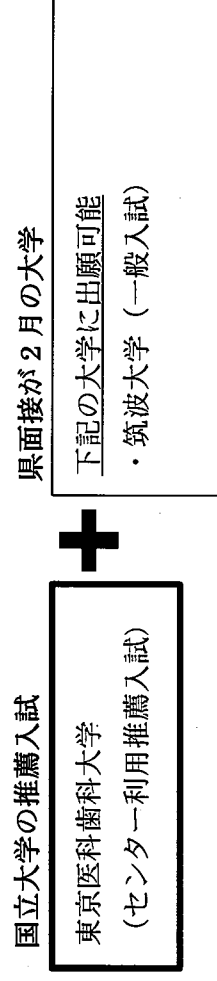
(1) 国立大学の推薦入試を受験する場合の組み合わせ

①筑波大学を第1志望とした場合



- ☞ 上記のように筑波大学以外の大学にも出願することは可能ですが、筑波大学（推薦入試）に合格した場合は筑波大学への入学を辞退できません。
- ☞ 筑波大学（推薦入試）が不合格だった場合は、筑波大学（一般入試）へ出願が可能になります。
- ☞ 県面接を11月23、24日に実施予定の大学については、県への出願時点においていずれか1校を選んで出願することができます。

②東京医科歯科大学を第1志望とした場合



- ☞ 上記のように東京医科歯科大学以外の大学にも出願することは可能ですが、東京医科歯科大学（センター利用推薦入試）に合格した場合は東京医科歯科大学への入学を辞退できません。

- ☞ 県面接を11月23、24日に実施予定の大学（東京医科歯科大学、杏林大学、日本医科大学、帝京大学）については、県への出願時点においていずれか1校を選んで出願していただきます。よって、杏林大学、日本医科大学、帝京大学には出願できません。

(2) 国立大学の一般入試と私立大学の一般入試の併願が可能な組み合わせ

国立大学の一般入試

筑波大学（一般入試）



県面接が11月の大学

下記のいずれか1校併願可能

- ・杏林大学（一般入試）
- ・日本医科大学（一般入試）
- ・帝京大学（一般入試）

☞令和2年度より、一般入試を実施する私立大学（杏林大学、日本医科大学、帝京大学）に合格した場合、大学の定める入学辞退の締切日までであれば入学辞退を申し出ることが可能になりました。これにより、私立大学と筑波大学（一般入試）の両方を受験でき、両方合格した場合には自由に入学する大学を選択できるようになりました。

☞なお、推薦入試を利用する地域枠（筑波大学（推薦入試）、東京医科歯科大学、東京医科大学、北里大学）を受験し、合格した場合は、入学を辞退することはできませんので、注意してください。

(3) 私立大学の推薦入試を受験する場合の組み合わせ

私立大学の推薦入試

下記のいずれか1校出願可能
北里大学（指定校推薦入試）
東京医科大学（推薦入試）



県面接が11月の大学

下記のいずれか1校出願可能
・杏林大学（一般入試）
・日本医科大学（一般入試）
・帝京大学（一般入試）



県面接が2月の大学

下記の大学に出願可能
・筑波大学（一般入試）

☞ 上記のように北里大学や東京医科大学以外の大学へ出願することは可能ですが、北里大学（指定校推薦入試）もしくは東京医科大学（推薦入試）に合格した場合はその大学への入学を辞退できません。

2. 合格後の入学辞退について

Q.地域枠以外の医学部受験も視野に入れていきます。地域枠への入学は辞退できますか？

A.地域枠以外の医学部に合格したとしても、地域枠の試験に1つでも合格した場合は地域枠への入学を辞退することはできません。地域枠の試験が全て不合格だった場合は、地域枠以外の医学部へ入学することが可能です。

Q.私立大学の地域枠一般入試と筑波大学の地域枠一般入試を併願し、両方合格した場合、合格発表日の早い私立大学へ入学が決まるのですか？

A.いいえ、通常の入学辞退制度と同様に、大学の定める入学辞退の締切までは入学辞退を申し出ることが可能です。以前は合格発表日の早い私立大学に合格した場合は私立大学へ入学することとなり、これにより、私立大学と筑波大学の両方の地域枠一般入試を受験でき、両方合格した場合には自由に入学する大学を選択できるようになりました。各大学の入学辞退の具体的な手続きに関しては、各大学の募集要項をご確認下さい。

令和 2 年度
茨城県医師修学資金貸与制度のご案内

茨城県保健福祉部医療局医療人材課
(令和元年 7 月)

令和2年度茨城県医師修学資金貸与制度のご案内

1 修学資金制度について

県内の医師が不足する地域として知事が定める地域（以下、特定地域といいます）内の、知事が医師の育成及び確保の状況等に応じ修学生ごとに指定する医療機関等（以下、指定従事医療機関等といいます）で、将来医師の業務に従事しようとする方に対して修学資金を貸与するものです。

大学卒業後、指定従事医療機関等において、貸与を受けた期間と同じ期間（貸与期間が3年未満の場合は3年間）、医師として勤務した場合は返還を免除します。

2 応募資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者

(1) 茨城県外の大学（大学院を除く）の医学部に在籍する者（新1年生については、各大学医学部入学試験の受験生又は合格者）で、次のいずれかに該当する者

①茨城県内の高等学校等を卒業（見込みを含む）した者

②茨城県内に居住する者の子

(2) 筑波大学医学群医学類に在学する者（県内出身・県外出身は問わない）

※地域医療支援センターホームページ内の「茨城県医師修学資金貸与制度ガイドブック《令和2年以降入学者向け》」を必ず熟読のうえ、応募してください。

URL: <https://ibaraki-dl.jp/student/>

3 貸与金額 月額150,000円（平成28年度以前入学者は、100,000円となります。）

4 選考方法 書類審査及び面接

【面接日】令和2年3月23日（月）

【面接場所】茨城県庁会議室

5 貸与人数等 【人数】20名程度（予定）

【学年】1年生～6年生（令和2年4月1日現在）

6 応募期間 令和2年3月2日（月）～3月16日（月）

7 提出書類

	受験生(高校生)	受験生(既卒)	医学部在学学生
1 修学資金貸与制度応募書兼面接申込書※	○(受験生用)	○(受験生用)	○(在学生用)
2 応募理由書	○	○	○
3 誓約書	○	○	○
4 修学資金貸与制度面接票	○(受験生用)	○(受験生用)	○(在学生用)
5 高等学校等の卒業証明書	○(見込証明書)	○(卒業証明書)	○(卒業証明書)
6 所属する大学の在学証明書	—	—	○
7 医学部合格を確認できる書類	○	○	—
8 保護者の申請前年の所得証明書	○	○	○
9 返信用封筒(封筒は原則、定型長形3号とし、応募者の住所・氏名・郵便番号を記載し82円切手を貼付する)	○	○	○

※ 応募期間中の申込時の状況が、合格発表前あるいは合格発表後（補欠合格）の場合は、申請者はその後の状況を3月19日（木）までに県医療人材課へ必ず連絡してください。なお、期日までに連絡がないと申請は無効となりますので、ご注意ください。

8 面接後の手続

提出書類及び面接結果をもとに審査し、貸与者を決定いたします。貸与決定後、修学資金貸与のための契約を締結いたします。その際、連帯保証人（独立の生計を営む人2名）を決めていただきます。ご家族と事前によく相談してください。

9 返還の免除等

○全額免除

大学卒業後、1年6ヶ月以内に医師免許を取得し、特定地域内の指定従事医療機関等において、貸与を受けた期間と同じ期間（貸与期間が3年未満の場合は3年間）、医師として勤務した場合は返還を免除します。

特定地域について

令和2年度入学者に適用される特定地域は、入学時点での特定地域ではなく、臨床研修開始時点での特定地域となります。

卒業後に従事する医療機関等について

医師免許取得後に、茨城県地域医療支援センターが作成したキャリア形成プログラム（従事期間中の医療機関の派遣計画）の中からコースを選択することになります。実際に派遣される医療機関は、各プログラム責任者と相談のうえ、本人の希望を尊重しつつ決定します。

従事期間について

従事期間は、貸与期間と同じ期間となります。ただし、貸与期間が3年未満の場合は、従事期間は3年となります。

その他

- 大学院の医学を履修する課程に在学している期間や、育児休業等やむを得ない事由により医師業務の従事等ができない期間は、従事期間に含まれません。
- 特定地域内では受けることが困難な専門研修を、1年を限度として、県内の特定地域外で行うことを可能とします。また、県内では研修ができない特殊な技能習得等に関し、県外での研修を認めます。この場合に、県内での研修は従事期間に算入し、県外での研修は従事期間に算入しない（猶予扱い）こととします。

○裁量免除

災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができなくなったとき、その他特に必要と認めるときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除します。

※ 初期臨床研修を特定地域外の県内の医療機関及び県外の医科大学の附属病院で行った場合は、その期間、返還は猶予されます。

10 修学資金の返還

返還の免除事由（9 返還の免除等）に該当しなかったときは、貸与を受けた修学資金に、利息※を付した金額を、返還義務が生じた日から1月以内に、全額一括返還していただきます。

※「利息」とは・・・修学資金の貸与を受けた日の翌日から卒業の日までの日数に応じ、年10%の割合で計算した額

11 その他の注意事項

- (1) 修学資金貸与決定者には、令和2年3月27日（金）に開催する新入生オリエンテーションに出席していただきます。
- (2) 本修学資金の貸与を受ける修学生として、地域医療支援センターが主催する各種セミナーや個別面談などに必ず参加することとなっています。
- (3) 就労義務を伴う他の奨学金との併用は認められません。

12 関係書類提出先および問い合わせ先

茨城県保健福祉部医療局医療人材課医師確保グループ

住所：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

TEL：029-301-3191 / FAX：029-301-3194 / E-mail：i.doctor@pref.ibaraki.lg.jp

■ 茨城県地域医療支援センターについて

- 茨城県では、医師修学資金や県地域枠の卒業医師をはじめとする若手医師の皆さんが県内の医療機関で勤務しながら自分の希望に応じたキャリアアップが図れるよう、若手医師の皆さんを大きくサポートする「茨城県地域医療支援センター」を平成24年4月に設置しました。
- 地域医療支援センターの特色
 - ◇ 医学生時から県内各医療圏の病院見学や先輩医師からの講話や交流会などの機会をもつことができます。
 - ◇ 専任医師（キャリアコーディネーター）が、面談によりご本人の意向を踏まえて専門医資格取得などのためのキャリアパスを作成します。
 - ◇ 特色の違う病院をローテーションしながら研修ができます。
 - ◇ 多彩な症例が経験でき、技術・臨床能力の向上が図れます。
 - ◇ 医師としての初期段階において身につけておくべき手技習得などを支援します。
 - ◇ 医学生や若手医師同士の交流会などを通じて、生涯に渡る人脈を幅広く築くことができます。

茨城県医師修学資金貸与制度 応募書 兼 面接申込書
(受 験 生 用)

申込年月日		令和 年 月 日				
ふりがな 氏 名		男・女		生 年 月 日	年 月 日生 (令和2年1月1日現在) 満 才	
受験(予定) 大学名 (若しくは正規 合格大学名、 又は入学手続 済大学名)		1. _____ 2. _____ 3. _____ 4. _____				写真貼付欄
申込時の状況		1. 合格発表前 2. 合格発表後(補欠合格) 3. 合格発表後(正規合格) 4. 入学手続き済 ・該当する番号に○印をつけて下さい。 ・「1」および「2」に○印をつけた方は仮申請となります。申請者はその後の状況を3月19日(木)までに県医療人材課へ必ず連絡してください。				
現 住 所		〒				
		電話： ()		携帯： ()		
出身 学 校	名 称	〒				
	所在地	〒				
		電話： ()				
	卒業等	_____ 年 月 日 卒業 ・ 卒業見込				
保 護 者		住 所		氏 名		続 柄
		〒		電話： ()		
※該当がある場合に記入願います。(高校卒業後の在学歴(予備校含む), 就職歴等)						
卒業後 履 歴	_____ 年 月 日 ～ _____ 年 月 日 ()					
	_____ 年 月 日 ～ _____ 年 月 日 ()					
	_____ 年 月 日 ～ _____ 年 月 日 ()					

茨城県医師修学資金貸与制度 応募書 兼 面接申込書
(在 学 生 用)

申込年月日		令和 年 月 日				
ふりがな 氏 名		男・女		生 年 月 日	年 月 日生 (令和2年1月1日現在) 満 才	
大学名 (学年)		(年)				写真貼付欄
		※ 学年は申込時の学年を記入すること。				
現 住 所		〒				
		電話： ()		携帯： ()		
出 身 学 校	名 称					
	所 在 地	〒				
		電話： ()				
	卒 業 等	年 月 日 卒業				
保 護 者		住 所		氏 名		続 柄
		〒				
		電話： ()				
※該当がある場合に記入願います。(高校卒業後の在学歴(予備校含む), 就職歴等)						
卒 業 後 履 歴	年 月 日 ～ 年 月 日 ()					
	年 月 日 ～ 年 月 日 ()					
	年 月 日 ～ 年 月 日 ()					

応募理由書

申請者 氏名

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

誓約書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 氏名 印

私は、茨城県医師修学資金貸与条例に定める趣旨に従い、茨城県医師修学資金の貸与決定を受けたときは、茨城県医師修学資金貸与条例及び茨城県医師修学資金貸与条例施行規則の規定を遵守し、学業に専念するとともに、地域医療支援センターが開催するセミナー、研修会、個別面談などの支援事業に参加することを誓います。

また、医師免許取得後は、県内の医師が不足する地域としてあらかじめ知事が定める地域（以下「特定地域」という。）内の医療機関等であって、知事が特定地域内における医師の育成及び確保の状況等に応じ修学生ごとに指定する医療機関等において医師の業務に従事することを誓います。

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

茨城県医師修学資金貸与制度 面接票
(受 験 生 用)

作成年月日	令和	年	月	日														
ふりがな 氏 名						男・女												
1 趣味・特技			2 好きなスポーツ															
3 クラブ・サークル活動			4 学級委員・運動部の主将等委員や役員の経験															
5 社会参加の経験（ボランティア・アルバイト・その他）																		
6 好きな言葉			7 高校生時代等が一番印象に残った事															
8 茨城県の好きな点			9 自分の性格															
10 あなた自身で自分をPRしてください。（あなたが得意なこと、これまでに力を入れてきたことなど、どのようなことでも結構です。）																		
11 既卒の場合 前年度の志望大学・学部 <table style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">1)</td> <td style="width: 30%;">大学</td> <td style="width: 40%;">学部</td> </tr> <tr> <td>2)</td> <td>大学</td> <td>学部</td> </tr> <tr> <td>3)</td> <td>大学</td> <td>学部</td> </tr> <tr> <td>4)</td> <td>大学</td> <td>学部</td> </tr> </table>							1)	大学	学部	2)	大学	学部	3)	大学	学部	4)	大学	学部
1)	大学	学部																
2)	大学	学部																
3)	大学	学部																
4)	大学	学部																

茨城県医師修学資金貸与制度 面接票
(在 学 生 用)

作成年月日	令和 年 月 日		
ふりがな 氏 名	男 ・ 女		
1 趣味・特技		2 好きなスポーツ	
3 クラブ・サークル活動		4 クラブ・サークル以外の活動（文化祭実行委員など）	
5 社会参加の経験（ボランティア・アルバイト・その他）			
6 好きな言葉		7 高校生時代等が一番印象に残った事	
8 茨城県の好きな点		9 自分の性格	
10 あなた自身で自分をPRしてください。（あなたが得意なこと、これまでに力を入れてきたことなど、 どのようなことでも結構です。）			

○茨城県医師修学資金貸与条例

平成18年6月21日

茨城県条例第47号

茨城県医師修学資金貸与条例を公布する。

茨城県医師修学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、県内の医師が不足する地域内の医療機関等において、将来医師の業務に従事しようとする者に対し、茨城県医師修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与することにより、当該地域内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保を図り、もって本県の医療の向上に資することを目的とする。

(平24条例41・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「医療機関」とは、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。

2 この条例において「医療機関等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 医療機関
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が指定する施設

(平24条例41・平26条例51・一部改正)

(修学資金の貸与)

第3条 知事は、大学(大学院を除く。以下同じ。)の医学を履修する課程に在学する者(県外の大学の医学を履修する課程に在学する者にあつては、次の各号のいずれかに該当するものに限る。)であつて、第11条第1項第5号に規定する指定従事医療機関等において将来医師の業務に従事しようとするもの(茨城県地域医療医師修学資金貸与条例(平成20年茨城県条例第36号)による修学資金の貸与を受けている者を除く。)に対し、修学資金を貸与することができる。

- (1) 県内に居住する者の子弟
- (2) 県外に居住する者の子弟であつて、県内の高等学校若しくは中等教育学校を卒業したものの又は特別支援学校の高等部を修了したもの

(平19条例32・平19条例56・平21条例31・平23条例9・平24条例41・平26条例51・一部改正)

(貸与金額等)

第4条 修学資金の貸与金額は、月額150,000円とする。

2 修学資金には、貸与を受けた各月分の修学資金の額につき、当該貸与を受けた日の翌日から当該貸与を受けた者が大学を卒業する日(第8条の規定により貸与契約が解除された場合にあっては、当該解除の日)までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付するものとする。

(平21条例14・平29条例14・一部改正)

(貸与期間)

第5条 修学資金の貸与期間は、大学の正規の修学期間以内とする。ただし、知事が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(貸与方法)

第6条 修学資金は、毎年度予算の範囲内で契約(以下「貸与契約」という。)により貸与するものとする。

(連帯保証人)

第7条 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を立てなければならない。

(貸与契約の解除)

第8条 知事は、修学資金の貸与を受けた者(以下「修学生」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その貸与契約を解除するものとする。

- (1) 退学し、又は退学の処分を受けたとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(学業成績表等の提出)

第9条 知事は、修学生に対し、学業成績表及び健康診断書の提出を求めることができる。

(貸与の停止等)

第10条 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間、修学資金の貸与を停止するものとする。この

場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、これを復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

- 2 知事は、修学生が留年(一の学年の課程を再度履修することをいう。)したときは、当該留年に係る期間、修学資金の貸与を停止するものとする。
- 3 知事は、修学生が正当な理由がなく前条の求めに応じなかったときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(平21条例14・一部改正)

(返還)

第11条 修学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に、修学資金に第4条第2項の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。

- (1) 第8条の規定により修学資金の貸与契約が解除されたとき。
- (2) 大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年6月以内に医師の免許を得なかったとき。
- (3) 医師の免許を受けた後、直ちに県内の医療機関において臨床研修(医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)を受けなかったとき(次項の規定により知事が指定した場合を除く。))。
- (4) 県内の医療機関又は県外の医学を履修する課程を置く大学に付属する病院(以下「県外大学病院」という。)において臨床研修を修了しなかったとき(次項の規定により知事が指定した場合を除く。))。
- (5) 県内の医療機関又は県外大学病院において臨床研修を修了した後、引き続き県内の医師が不足する地域としてあらかじめ知事が定める地域(以下「特定地域」という。)内の医療機関等であって、臨床研修の修了及び第13条の規定による修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けている期間の終了(同条第1号に該当する場合を除く。)に当たり知事が特定地域内における医師の育成及び確保の状況等に応じ修学生ごとに指定するもの(当該指定後に知事が特定地域内における医師の育成及び確保の状況等に応じ指定に係る医療機関等を変更する必要があると認めた場合にあっては、当該変更後の医療機関等として知事が修学生ごとに指定するもの)(以下「指定従事医療機関等」という。)において医師の業務に従事しなかったとき(次項の規定により知事が指定した場合を除く。))。
- (6) 指定従事医療機関等において医師の業務に従事しなくなったとき(次項の規定により知事が指定した場合並びに第14条第1項第1号及び第2号に該当する場合を除く。))。
- (7) 次項の規定により知事が指定した場合にあっては、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 医師の免許を受けた後直ちに県内の医療機関又は配偶者(第14条第1項第3号アの規定による合算した期間又は同号イの業務に従事した期間が終了するまでの間に婚

姻が解消され、又は取り消された場合にあっては、配偶者であった者)が他県修学資金(本県及び県内の市町村以外の地方公共団体の長が大学の医学を履修する課程に在学する者に対して貸与する修学のための資金であって、医師の免許を取得した後当該地方公共団体の区域内に所在する医療機関(以下「他県医療機関」という。)又は介護老人保健施設で当該地方公共団体の長が指定するもの又は当該地方公共団体の長が指定する地域内のもの(以下「他県指定医療機関等」という。)において一定期間医師の業務に従事することによりその返還が免除される特約が付されたもの(知事が指定するものに限る。)をいう。以下同じ。)の貸与を受けた場合にあっては、他県医療機関において臨床研修を受けなかったとき。

イ 県内の医療機関、県外大学病院又は他県医療機関において臨床研修を修了しなかったとき。

ウ 県内の医療機関、県外大学病院又は他県医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関等又は他県指定医療機関等において医師の業務に従事しなかったとき。

エ 指定従事医療機関等において医師の業務に従事した後引き続き他県指定医療機関等において医師の業務に従事する場合にあっては、指定従事医療機関等において次項の規定により知事が指定した期間(第4項の規定により当該期間を変更した場合にあっては、当該変更後の期間)(以下「指定期間」という。)医師の業務に従事した後引き続き他県指定医療機関等において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき、又は指定従事医療機関等において指定期間医師の業務に従事せず、かつ、他県指定医療機関等において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき(第14条第1項第3号に該当する場合を除く。)。

オ 他県指定医療機関等において医師の業務に従事した後引き続き指定従事医療機関等において医師の業務に従事する場合にあっては、他県指定医療機関等において指定期間医師の業務に従事した後引き続き指定従事医療機関等において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき、又は他県指定医療機関等において指定期間医師の業務に従事せず、かつ、指定従事医療機関等において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき(第14条第1項第3号に該当する場合を除く。)。

(8) 医師の免許を受けた後、死亡又は心身の故障により、臨床研修を受けること又は医師の業務に従事すること(以下「医師業務の従事等」という。)ができなくなったとき(第14条第1項第4号及び第15条に該当する場合を除く。)。

2 知事は、修学生から他県医療機関において臨床研修を受け、又は他県指定医療機関等において医師の業務に従事する前に申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該修学生が指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等においてそれぞれ医師の業務に従事すべき期間を指定するものとする。

(1) 修学生が、他県修学資金の貸与を受けている者と婚姻したとき。

- (2) 修学生及びその配偶者が、指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等において医師の業務に従事する意思を有すると認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、特定地域内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のために必要な基準として知事が別に定める基準に適合するとき。
- 3 前項の場合において、知事は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間と修学生が修学資金の貸与を受けた期間(当該期間が3年に満たない場合にあっては、3年)とが等しくなるよう、前項の修学生が指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等においてそれぞれ医師の業務に従事すべき期間を指定するものとする。
- (1) 修学生が特定地域内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を受ける場合
当該臨床研修の修了に要する期間(当該期間が2年を超える場合にあっては、2年)と指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等において医師の業務に従事する期間とを合算した期間
 - (2) 修学生が特定地域外の医療機関又は県外大学病院において臨床研修を受ける場合
指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等において医師の業務に従事する期間
- 4 知事は、第2項の規定により期間を指定した場合であって、修学生と他県修学資金の貸与を受けている者との婚姻が解消され、又は取り消されたときその他特に必要があると認めるときは、修学生の申請により、同項の規定により指定した期間を変更することができる。

(平21条例14・平24条例41・平26条例51・一部改正)

(返還債務の履行の当然猶予)

第12条 知事は、修学生が第8条の規定により修学資金の貸与契約が解除された後、引き続き大学の医学を履修する課程に在学しているときは、当該在学に係る期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

(平21条例14・一部改正)

(返還債務の履行の裁量猶予)

第13条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する間(第2号にあっては、1年を超えない範囲内において知事が必要と認めた期間に限る。)、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 医師の免許を受けた後直ちに県外大学病院において臨床研修を受けているとき。
- (2) 臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修のうち特定地域外の医療機関(県内の医療機関に限る。次条第1項第2号及び第3号イにおいて同じ。)であって地域において中核的な役割を担う医療機関として知事が定めるもの又は県外の医療機関を実施場所とするものであって、特定地域内の医療の充実に必要なものとして知事が認定したもの(当該認定後に知事が特定地域内の医療の充実に

必要なものとして認定に係る研修を変更する必要があると認めた場合にあっては、当該変更後の研修として知事が認定したもの(同条第2項において「認定専門研修」という。)を受けているとき。

- (3) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のため特に必要であると認められる事由があるとき。
- (5) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。

(平21条例14・平24条例41・平26条例51・一部改正)

(返還債務の当然免除)

第14条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 医師の免許を受けた後直ちに特定地域内の医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関等において医師の業務に従事した場合であって、当該臨床研修の修了に要した期間(当該期間が2年を超える場合にあっては、2年。第3号ア及び次条第1号において同じ。)と当該業務に従事した期間とを合算した期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間(当該期間が3年に満たない場合にあっては、3年。次号において同じ。)に達したとき(第11条第2項の規定により知事が指定した場合を除く。)
- (2) 医師の免許を受けた後直ちに特定地域外の医療機関又は県外大学病院において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関等において医師の業務に従事した場合であって、当該業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に達したとき(第11条第2項の規定により知事が指定した場合を除く。)
- (3) 第11条第2項の規定により知事が指定した場合にあっては、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める期間が指定期間に達したとき。
 - ア 修学生が医師の免許を取得した後直ちに特定地域内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等において医師の業務に従事した場合 当該臨床研修の修了に要した期間と当該業務に従事した期間とを合算した期間
 - イ 修学生が医師の免許を受けた後直ちに特定地域外の医療機関又は県外大学病院において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等において医師の業務に従事した場合 当該業務に従事した期間
- (4) 第1号の規定による合算した期間中、第2号の業務に従事した期間中又は前号アの規定による合算した期間中若しくは同号イの業務に従事した期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身の故障により医師業務の従事等ができなくなったと

き。

- 2 認定専門研修を受けたことにより指定従事医療機関等又は他県指定医療機関等において医師の業務に従事できなかった修学生に係る前項第1号から第3号までの規定の適用については、当該修学生は、第13条の規定により知事が必要と認めた期間に限り、引き続き指定従事医療機関等又は他県指定医療機関等において医師の業務に従事していたものとみなす。この場合において、県外の医療機関を実施場所とする認定専門研修を受けた修学生に係る当該指定従事医療機関等又は当該他県指定医療機関等において医師の業務に従事していたものとみなされた期間は、これを同項第1号の規定による合算した期間、同項第2号の業務に従事した期間又は同項第3号アの規定による合算した期間若しくは同号イの業務に従事した期間に算入しない。
- 3 次の各号のいずれかに掲げる事由により医師業務の従事等ができなかった修学生に係る第1項第1号から第3号までの規定の適用については、当該修学生は、引き続き医師業務の従事等をしていたものとみなす。この場合において、当該医師業務の従事等をしていたものとみなされた期間は、これを同項第1号の規定による合算した期間、同項第2号の業務に従事した期間又は同項第3号アの規定による合算した期間若しくは同号イの業務に従事した期間に算入しない。

(1) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。

(2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができないとき。

(平21条例14・平24条例41・平26条例51・一部改正)

(返還債務の裁量免除)

第15条 知事は、修学生が災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができなくなったときその他特に必要があると認めるときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(平24条例41・全改)

(延滞利息)

第16条 修学生は、正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき修学資金の額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(平25条例25・旧付則・一部改正)

- 2 当分の間、第16条に規定する延滞利息の年14.5パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。

(平25条例25・追加)

付 則(平成19年条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(茨城県医師修学資金貸与条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行前に学校教育法等の一部を改正する法律(平成18年法律第80号。以下この項において「平成18年改正法」という。)による改正前の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する盲学校、聾ろう学校又は養護学校の高等部を修了した者に対する茨城県医師修学資金貸与条例第3条の規定の適用については、その者は、平成18年改正法による改正後の学校教育法第1条に規定する特別支援学校の高等部を修了した者とみなす。

付 則(平成19年条例第56号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年条例第14号)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の茨城県医師修学資金貸与条例の規定に基づき茨城県医師修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与する契約を結んだ者に係る修学資金の貸与の利息、貸与の停止及び返還債務の履行の当然猶予については、なお従前の例による。

付 則(平成21年条例第31号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成23年条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成24年条例第41号)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の茨城県医師修学資金貸与条例の規定に基づき茨城県医師修学資金を貸与する契約を結んだ者については、この条例による改正後の茨城県医師修学資金貸与条例第13条及び第14条第2項の規定を除き、なお従前の例による。

付 則(平成25年条例第25号)抄

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の次に掲げる条例の規定は、延滞金、遅延利息又は延滞利息のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
(1)から(4)まで 略
(5) 茨城県医師修学資金貸与条例付則第2項

付 則(平成26年条例第51号)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の茨城県医師修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日において現にこの条例による改正前の茨城県医師修学資金貸与条例の規定に基づき茨城県医師修学資金の貸与を受けている者についても適用する。

付 則(平成29年条例第14号)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度に大学(大学院を除く。以下同じ。)に入学する者に係る茨城県医師修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与金額は、この条例による改正後の茨城県医師修学資金貸与条例(以下「改正後の条例」という。)第4条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額又は月額100,000円のうち当該者が同年度における修学資金の貸与に係る契約を締結するに際して選択する額とする。
- 3 平成28年度以前に大学に入学した者に係る修学資金の貸与金額は、改正後の条例第4条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○茨城県医師修学資金貸与条例施行規則

平成18年9月28日

茨城県規則第79号

茨城県医師修学資金貸与条例施行規則を次のように定める。

茨城県医師修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県医師修学資金貸与条例(平成18年茨城県条例第47号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与申請)

第2条 修学資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、修学資金貸与申請書に次に掲げる書類を添えて所定の期日までに知事に申請しなければならない。

- (1) 応募理由書
- (2) 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業証明書
- (3) 大学の在学証明書
- (4) その他知事が必要と認める書類

(平19規則36・平19規則90・一部改正，平21規則43・旧第3条繰上・一部改正，平26規則47・一部改正)

(貸与の適否の決定等)

第3条 知事は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、修学資金の貸与の適否を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により修学資金の貸与の適否を決定したときは、遅滞なく、修学資金貸与決定通知書又は修学資金貸与不承認決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(平21規則43・旧第4条繰上)

(貸与契約)

第4条 申請者は、前条第2項の規定による修学資金の貸与の決定の通知を受け取ったときは、遅滞なく、茨城県医師修学資金貸与契約書により貸与契約を締結するものとする。

(平21規則43・旧第5条繰上・一部改正)

(連帯保証人)

第5条 条例第7条の規定による連帯保証人は、独立の生計を営む者でなければならない。

2 申請者が未成年である場合は、連帯保証人のうち1人は法定代理人でなければならない。

- 3 修学生(貸与契約を締結した後、最初の修学資金の交付を受けていない者を含む。次条及び第7条において同じ。)は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の氏名若しくは住所の変更があったときは、直ちに、連帯保証人変更届に連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

(平21規則43・旧第6条繰上・一部改正)

(貸与契約の解除)

- 第6条 知事は、条例第8条の規定により修学資金の貸与契約を解除したときは、茨城県医師修学資金貸与契約解除通知書により修学生及び連帯保証人に通知するものとする。

(平21規則43・旧第8条繰上・一部改正)

(貸与の停止等)

- 第7条 知事は、条例第10条の規定により修学資金の貸与を停止し、又は一時保留したときは、修学資金貸与停止(一時保留)通知書により修学生及び連帯保証人に通知するものとする。

(平21規則43・追加)

(医療機関等の指定又は変更)

- 第7条の2 知事は、条例第11条第1項第5号の規定により、医療機関等を指定し、又は指定に係る医療機関等を変更しようとするときは、あらかじめ、当該修学生と面接を行うものとする。

- 2 知事は、医療機関等を指定し、又は指定に係る医療機関等を変更することを決定したときは、書面により、その旨を当該修学生に通知するものとする。

(平25規則42・追加、平27規則31・一部改正)

(修学資金返還申告書)

- 第8条 修学生は、条例第11条第1項各号に掲げる事由が生じたとき(条例第12条又は条例第13条の規定による返還の債務の履行の猶予を受けている場合は、当該猶予の期間が満了したとき。)は、遅滞なく、修学資金返還申告書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該事由が修学生の死亡によるものであるときは、当該申告書の提出は、当該修学生の相続人(相続人がないときは、当該修学生の連帯保証人。以下同じ。)が行うものとする。

(平21規則43・旧第9条繰上、平25規則42・平27規則31・一部改正)

(指定期間の指定の申請等)

- 第8条の2 条例第11条第2項の規定による申請は、指定期間指定申請書に同項各号のい

れにも該当することを証する書類を添えて行わなければならない。

- 2 条例第11条第4項の規定による申請は、指定期間変更申請書に知事が必要と認める書類を添えて行わなければならない。
- 3 知事は、前2項の申請があったときは、その内容を審査し、指定期間を指定し、又は変更することを決定したときは指定期間指定(変更)通知書により、指定期間を指定せず、又は変更しないことを決定したときは指定期間を指定(変更)できない旨の通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(平27規則31・追加)

(当然猶予事由発生届)

- 第9条 修学生は、条例第12条に該当するときは、遅滞なく、修学資金返還当然猶予事由発生届に大学又は大学院の在学証明書を添えて、知事に届け出なければならない。

(平21規則43・旧第11条繰上・一部改正)

(当然猶予の認定通知等)

- 第10条 知事は、前条の規定による届出を受理したときは、その事実を確認し、修学資金の返還の債務の履行を猶予することが相当であると認めたときは修学資金返還猶予認定(承認)通知書により、当該猶予することが不相当であると認めたときは修学資金返還猶予不認定(不承認)通知書により、当該届出をした者に通知するものとする。

(平21規則43・旧第12条繰上)

(認定専門研修の申請等)

- 第10条の2 修学生は、条例第13条第2号の規定による認定(変更に係る認定を除く。次項において同じ。)を受けようとするときは、当該認定に係る研修を受けようとする日の6月前までに、専門研修認定申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 修学生は、認定を受けた研修を変更しようとするときは、認定専門研修変更申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前2項の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る研修が特定地域内の医療の充実に必要と認めたときは専門研修(認定専門研修変更)認定通知書により、当該申請に係る研修が特定地域内の医療の充実に必要と認められない場合には専門研修(認定専門研修変更)不認定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(平25規則42・追加)

(裁量猶予の申請等)

- 第11条 修学生は、条例第13条の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとするときは、修学資金返還裁量猶予申請書に同条各号のいずれかに該当することを

証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 2 第10条の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。この場合において、同条中「前条の規定による届出」とあるのは「第11条第1項の規定による申請」と、「当該届出」とあるのは「当該申請」と読み替えるものとする。

(平21規則43・旧第13条繰上・一部改正，平25規則42・一部改正)

(当然免除事由発生届)

第12条 修学生は、条例第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、修学資金返還当然免除事由発生届に次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、知事に届け出なければならない。

- (1) 条例第14条第1項第1号から第3号までに該当するとき 業務従事証明書
- (2) 条例第14条第1項第4号に該当するとき(修学生が死亡した場合を除く。) 診断書及び心身の故障が起因することを証する書類

- 2 修学生が死亡した場合において、条例第14条第1項第4号に該当するときは、当該修学生の相続人は、遅滞なく、修学資金返還当然免除事由発生届に死亡診断書及び当該死亡が業務に起因するものであることを証する書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(平21規則43・旧第14条繰上，平27規則31・一部改正)

(当然免除の認定通知等)

第13条 知事は、前条の規定による届出を受理したときは、その事実を確認し、修学資金の返還の債務を免除することが相当であると認めたときは修学資金返還免除認定(承認)通知書により、当該免除することが不当であると認めたときは修学資金返還免除不認定(不承認)通知書により、当該届出をした者に通知するものとする。

(平21規則43・旧第15条繰上)

(裁量免除の申請)

第14条 修学生は、条例第15条の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとするときは、修学資金返還裁量免除申請書にその事由を証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 2 修学生が死亡した場合において、条例第15条に該当し、かつ、同条の規定による修学資金の返還の債務の免除を受けようとするときは、当該修学生の相続人は、遅滞なく、修学資金返還裁量免除申請書に死亡診断書を添えて、知事に申請しなければならない。
- 3 前条の規定は、前2項の規定による申請があった場合について準用する。この場合において、同条中「前条の規定による届出」とあるのは「次条第1項及び第2項の規定による申請」と、「当該届出」とあるのは「当該申請」と読み替えるものとする。

(平21規則43・旧第16条繰上, 平25規則42・一部改正)

第15条 削除

(平25規則42)

(期間の計算方法)

第16条 条例第14条第1項から第3項までに規定する期間の計算は、月数によるものとする。
ただし、その数に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。

(平21規則43・旧第18条繰上, 平25規則42・一部改正)

(その他の届出)

第17条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、当該各号に掲げる届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき 氏名(住所)変更届

(2) 退学し、又は退学の処分を受けたとき 退学届

(3) 修学資金の貸与を受けることを辞退するとき 辞退届

(4) 休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は留年したとき 休学(停学・留年)届

(5) 復学したとき 復学届

(6) 卒業したとき 卒業届

(7) 医師の免許を取得したとき 医師免許取得届

(8) 臨床研修を開始したとき 臨床研修開始届

(9) 医師の業務に従事したとき 業務従事開始届

(10) 医師の業務に従事しなくなったとき 退職届

2 修学生が死亡したときは、当該修学生の相続人は、遅滞なく、修学生死亡届に死亡診断書を添えて、知事に届け出なければならない。

3 医師の業務に従事する修学生は、毎年4月30日までに業務従事状況報告書に業務従事証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

(平21規則43・旧第19条繰上・一部改正, 平25規則42・一部改正)

(申請書等の様式)

第18条 次の表の左欄に掲げるこの規則の各条項に規定する当該中欄に掲げる申請書等の様式は、当該右欄に掲げるとおりとする。

該当条項	申請書等の種類	様式
第2条	修学資金貸与申請書	様式第1号
第2条第1号	応募理由書	様式第2号

第3条第2項	修学資金貸与決定通知書	様式第4号
第3条第2項	修学資金貸与不承認決定通知書	様式第5号
第4条	茨城県医師修学資金貸与契約書	様式第6号
第5条第3項	連帯保証人変更届	様式第7号
第6条	茨城県医師修学資金貸与契約解除通知書	様式第8号
第7条	修学資金貸与停止(一時保留)通知書	様式第9号
第8条	修学資金返還申告書	様式第10号
第8条の2第1項	指定期間指定申請書	様式第11号
第8条の2第2項	指定期間変更申請書	様式第11号の2
第8条の2第3項	指定期間指定(変更)通知書	様式第11号の3
第8条の2第3項	指定期間を指定(変更)できない旨の通知書	様式第11号の4
第9条	修学資金返還当然猶予事由発生届	様式第12号
第10条及び第11条第2項	修学資金返還猶予認定(承認)通知書	様式第13号
第10条及び第11条第2項	修学資金返還猶予不認定(不承認)通知書	様式第14号
第10条の2第1項	専門研修認定申請書	様式第14号の2
第10条の2第2項	認定専門研修変更認定申請書	様式第14号の3
第10条の2第3項	専門研修(認定専門研修変更)認定通知書	様式第14号の4
第10条の2第3項	専門研修(認定専門研修変更)不認定通知書	様式第14号の5
第11条第1項	修学資金返還裁量猶予申請書	様式第15号
第12条第1項及び第2項	修学資金返還当然免除事由発生届	様式第16号
第12条第1項第1号, 第14条第1項第1号及び第17条第3項	業務従事証明書	様式第17号
第13条及び第14条第3項	修学資金返還免除認定(承認)通知書	様式第18号
第13条及び第14条第3項	修学資金返還免除不認定(不承認)通知書	様式第19号
第14条第1項及び第2項	修学資金返還裁量免除申請書	様式第20号
第17条第1項第1号	氏名(住所)変更届	様式第21号
第17条第1項第2号	退学届	様式第22号
第17条第1項第3号	辞退届	様式第23号
第17条第1項第4号	休学(停学・留年)届	様式第24号
第17条第1項第5号	復学届	様式第25号

第17条第1項第6号	卒業届	様式第26号
第17条第1項第7号	医師免許取得届	様式第27号
第17条第1項第8号	臨床研修開始届	様式第28号
第17条第1項第9号	業務従事開始届	様式第29号
第17条第1項第10号	退職届	様式第31号
第17条第2項	修学生死亡届	様式第32号
第17条第3項	業務従事状況報告書	様式第33号

(平21規則43・旧第20条繰上・一部改正, 平25規則42・平26規則47・平27規則31・一部改正)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成19年規則第36号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成19年規則第90号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年規則第43号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成25年規則第42号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成26年規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成27年規則第31号)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の茨城県医師修学資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日において現に茨城県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例(平成26年茨城県条例第51号)による改正前の茨城県医師修学資金貸与条例(平成18年茨城県条例第47号)の規定に基づき茨城県医師修学資金の貸与を受けている者についても適用する。

付 則(平成30年規則第8号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

.....(様式省略).....

茨城県医師修学資金貸与契約書

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）と連帯保証人（以下「丙」という。）と連帯保証人（以下「丁」という。）とは、茨城県医師修学資金貸与条例（平成18年茨城県条例第47号。以下「条例」という。）第6条及び第7条の規定に基づき、茨城県医師修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与について、次のとおり契約を締結する。

（貸与）

第1条 甲は、乙に対し、次のとおり修学資金を貸与するものとする。

- (1) 貸与月額 円
- (2) 貸与期間 年 月から 年 月まで
- (3) 交付の時期 毎月

2 修学資金には、貸与を受けた各月分の修学資金につき、当該貸与を受けた日の翌日から当該貸与を受けた者が大学を卒業する日（第3条の規定によりこの契約が解除された場合にあっては、当該解除の日）までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付すものとする。

3 修学資金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。

（貸与の停止等）

第2条 甲は、乙が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間、修学資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、これを復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

2 甲は、乙が留年（一の学年の課程を再度履修することをいう。）したときは、当該留年に係る期間、修学資金の貸与を停止するものとする。

3 甲は、乙が正当な理由がなく条例第9条の規定による学業成績表又は健康診断書の提出の求めに応じなかったときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

（契約の解除）

第3条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除するものとする。

- (1) 退学し、又は退学の処分を受けたとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 甲は、乙が不正に修学資金の貸与を受けたときは、この契約を解除することができる。

（返還）

第4条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に、修学資金に第1条第2項の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年6月以内に医師の免許を得なかったとき。
- (3) 医師の免許を受けた後、直ちに県内の医療機関において臨床研修（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。）を受けなかったとき（次項の規定により甲が指定した場合を除く。）。
- (4) 県内の医療機関又は県外の医学を履修する課程を置く大学に付属する病院（以下「県外大学病院」という。）において臨床研修を修了しなかったとき（次項の規定により甲が指定した場合を除く。）。
- (5) 県内の医療機関又は県外大学病院において臨床研修を修了した後、引き続き県内の医師が不足する地域としてあらかじめ知事が定める地域（以下「特定地域」という。）内の医療機関等であって、臨床研修の修了及び第7条の規定による修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けている期間の終了（同条第1号に該当する場合を除く。）に当たり甲が特定地域内における医師の育成及び確保の状況等に応じ指定するもの（当該指定後に甲が特定地域内における医師の育成及び確保の状況等に応じ指定に係る医療機関等を変更する必要があると認めた場合にあっては、当該変更後の医療機関等として甲が指定するもの）（以下「指定従事医療機関等」という。）において医師の業務に従事しなかったとき（次項の規定により甲が指定した場合を除く。）。
- (6) 指定従事医療機関等において医師の業務に従事しなくなったとき（次項の規定により甲が指定した場合並びに第8条第1項第1号及び第2号に該当する場合を除く。）。
- (7) 次項の規定により甲が指定した場合にあっては、次のいずれかに該当するとき。

ア 医師の免許を受けた後直ちに県内の医療機関又は配偶者（第8条第1項第3号アの規定による合算した期間又は同号イの業務に従事した期間が終了するまでの間に婚姻が解消され、又は取り消された場合にあっては、配偶者であった者）が他県修学資金（本県及び県内の市町村以外の地方公共団体の長が大学の医学を履修する課程に在学する者に対して貸与する修学のための資金であって、医師の免許を取得した後当該地方公共団体の区域内に所在する医療機関（以下「他県医療機関」という。）又は介護老人保健施設で当該地方公共団体の長が指定するもの又は当該地方公共団体の長が指定する地域内のもの（以下「他県指定医療機関等」という。）において一定期間医師の業務に従事することによりその返還が免除される特約が付されたもの（知事が指定するものに限る。）をいう。以下同じ。）の貸与を受けた場合にあっては、他県医療機関において臨床研修を受けなかったとき。

イ 県内の医療機関、県外大学病院又は他県医療機関において臨床研修を修了しなかったとき。

ウ 県内の医療機関、県外大学病院又は他県医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関等又は他県指定医療機関等において医師の業務に従事しなかったとき。

エ 指定従事医療機関等において医師の業務に従事した後引き続き他県指定医療機関等において医師の業務に従事する場合にあっては、指定従事医療機関等において次項の規定により甲が指定し

た期間（第4項の規定により当該期間を変更した場合にあっては、当該変更後の期間）（以下「指定期間」という。）医師の業務に従事した後引き続き他県指定医療機関等において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき、又は指定従事医療機関等において指定期間医師の業務に従事せず、かつ、他県指定医療機関等において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき（第8条第1項第3号に該当する場合を除く。）。

オ 他県指定医療機関等において医師の業務に従事した後引き続き指定従事医療機関等において医師の業務に従事する場合にあっては、他県指定医療機関等において指定期間医師の業務に従事した後引き続き指定従事医療機関等において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき、又は他県指定医療機関等において指定期間医師の業務に従事せず、かつ、指定従事医療機関等において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき（第8条第1項第3号に該当する場合を除く。）。

(8) 医師の免許を受けた後、死亡又は心身の故障により、臨床研修を受けること又は医師の業務に従事すること（以下「医師業務の従事等」という。）ができなくなったとき（第8条第1項第4号及び第9条に該当する場合を除く。）。

2 甲は、乙から他県医療機関において臨床研修を受け、又は他県指定医療機関等において医師の業務に従事する前に申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、乙が指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等においてそれぞれ医師の業務に従事すべき期間を指定するものとする。

(1) 乙が、他県修学資金の貸与を受けている者と婚姻したとき。

(2) 乙及びその配偶者が、指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等において医師の業務に従事する意思を有すると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、特定地域内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のために必要な基準として知事が別に定める基準に適合するとき。

3 前項の場合において、甲は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間と乙が修学資金の貸与を受けた期間（当該期間が3年に満たない場合にあっては、3年）とが等しくなるよう、前項の乙が指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等においてそれぞれ医師の業務に従事すべき期間を指定するものとする。

(1) 乙が特定地域内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を受ける場合 当該臨床研修の修了に要する期間（当該期間が2年を超える場合にあっては、2年）と指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等において医師の業務に従事する期間とを合算した期間

(2) 乙が特定地域外の医療機関又は県外大学病院において臨床研修を受ける場合 指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等において医師の業務に従事する期間

4 甲は、第2項の規定により期間を指定した場合であって、乙と他県修学資金の貸与を受けている者との婚姻が解消され、又は取り消されたときその他特に必要があると認めるときは、乙の申請により、同項の規定により指定した期間を変更することができる。

（延滞利息）

第5条 乙は、正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき修学資金の額につき年14.5

パーセントの割合（条例付則第2項の規定が適用される場合にあっては、同項に規定する割合）で計算した延滞利息を支払わなければならない。

（返還債務の履行の当然猶予）

第6条 甲は、乙が第3条の規定により修学資金の貸与契約が解除された後、引き続き大学の医学を履修する課程に在学しているときは、当該在学に係る期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

（返還債務の履行の裁量猶予）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する間（第2号にあっては、1年を超えない範囲内において甲が必要と認めた期間に限る。）、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 医師の免許を受けた後直ちに県外大学病院において臨床研修を受けているとき。
- (2) 臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修のうち特定地域外の医療機関（県内の医療機関に限る。次条第1項第2号及び第3号イにおいて同じ。）であって地域において中核的な役割を担う医療機関として知事が定めるもの又は県外の医療機関を実施場所とするものであって、特定地域内の医療の充実に必要なものとして知事が認定したもの（当該認定後に知事が特定地域内の医療の充実に必要なものとして認定に係る研修を変更する必要があると認めた場合にあっては、当該変更後の研修として知事が認定したもの）（同条第2項において「認定専門研修」という。）を受けているとき。
- (3) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のため特に必要と認められる事由があるとき。
- (5) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認めるとき。

（返還債務の当然免除）

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 医師の免許を受けた後直ちに特定地域内の医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関等において医師の業務に従事した場合であって、当該臨床研修の修了に要した期間（当該期間が2年を超える場合にあっては、2年。第3号アにおいて同じ。）と当該業務に従事した期間とを合算した期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間（当該期間が3年に満たない場合にあっては、3年。次号において同じ。）に達したとき（第4条第2項の規定により甲が指定した場合を除く。）。
- (2) 医師の免許を受けた後直ちに特定地域外の医療機関又は県外大学病院において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関等において医師の業務に従事した場合であって、当該業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に達したとき（第4条第2項の規定により甲が指定した場合を除く。）。
- (3) 第4条第2項の規定により甲が指定した場合にあっては、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める期間が指定期間に達したとき。

ア 乙が医師の免許を取得した後直ちに特定地域内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等において医師の業務に従事した場合 当該臨床研修の修了に要した期間と当該業務に従事した期間とを合算した期間

イ 乙が医師の免許を受けた後直ちに特定地域外の医療機関又は県外大学病院において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等において医師の業務に従事した場合 当該業務に従事した期間

(4) 第1号の規定による合算した期間中、第2号の業務に従事した期間中又は前号アの規定による合算した期間中若しくは同号イの業務に従事した期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身の故障により医師業務の従事等ができなくなったとき。

2 認定専門研修を受けたことにより指定従事医療機関等又は他県指定医療機関等において医師の業務に従事できなかった場合における前項第1号から第3号までの規定の適用については、乙は、前条の規定により甲が必要と認めた期間に限り、引き続き指定従事医療機関等又は他県指定医療機関等において医師の業務に従事していたものとみなす。この場合において、当該指定従事医療機関等又は他県指定医療機関等において医師の業務に従事していたものとみなされた期間のうち県外の医療機関を実施場所として行われた認定専門研修の期間は、これを同項第1号の規定による合算した期間、同項第2号の業務に従事した期間又は同項第3号アの規定による合算した期間若しくは同号イの業務に従事した期間に算入しない。

3 次の各号のいずれかに掲げる事由により医師業務の従事等ができなかった場合における第1項第1号から第3号までの規定の適用については、乙は、引き続き医師業務の従事等をしてきたものとみなす。この場合において、当該医師業務の従事等をしてきたものとみなされた期間は、これを同項第1号の規定による合算した期間、同項第2号の業務に従事した期間又は同項第3号アの規定による合算した期間若しくは同号イの業務に従事した期間に算入しない。

(1) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。

(2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができないとき。

(返還債務の裁量免除)

第9条 甲は、乙が災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができなくなったときその他特に必要があると認めるときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(連帯保証)

第10条 丙及び丁は、この契約による乙の甲に対する債務について乙と連帯して履行の責めに任ずる。

2 乙は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があったときは、直ちに、茨城県医師修学資金貸与条例施行規則（平成18年茨城県規則第79号。以下「規則」という。）第5条第3項に規定する連帯保証人変更届を甲に提出しなければならない。

(契約の履行)

第11条 前各条に定めるもののほか、乙は、条例及び規則の定めるところにより、その義務を誠実に履行するものとする。

(疑義等の決定)

第 12 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 4 通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、甲乙丙丁各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲	茨城県水戸市笠原町 978 番 6	
	茨城県知事	印

乙	住所	
	(電話	)
	氏名	印

丙 (連帯保証人)	住所	
	(電話	)
	氏名	印

丁 (連帯保証人)	住所	
	(電話	)
	氏名	印

備考 連帯保証人の印鑑登録証明書を提出すること。

令和元年度（2019年度）茨城県海外対象医師修学研修資金貸与制度（修学資金）募集要項

1 制度概要

この制度は、外国の医学校において医学の課程を履修し、茨城県内の医療機関において将来医師の業務に従事しようとする者に対して、修学研修資金を貸与するものです。茨城県内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保を図り、茨城県の医療の向上を目的としています。

2 応募資格

※¹外国の医学校の※²外国医学課程に在学する者であって、茨城県知事が指定する医療機関において将来医師の業務に従事しようとする者

- | |
|---|
| <p>※1 貸与者と継続して連絡を取り合い、面談等を行う必要があることから、入学のあっせんから在学中の生活、学業の支援を一貫して行っている医科大学事務局が日本国内にある国</p> <p>※2 卒業後にEU（欧州連合）又は米国いずれかの州の医師免許が取得できる課程</p> <p>※ 地域医療支援センターのホームページ内の「茨城県海外対象医師修学研修資金貸与制度ガイドブック」を必ず熟読のうえ、応募してください。</p> <p><URL>https://ibaraki-dl.jp（イバラキドクターズライフ）</p> |
|---|

3 貸与金額及び貸与人数

月額 150,000 円（10 人まで）

4 貸与期間等

外国医学課程の全期間（1年生～6年生）※予備コースは含まない

5 応募期間

令和元年（2019年）6月3日（月）～7月18日（木） 郵送の場合は必着
ただし、選考の結果、「3 貸与人数」に満たない場合は追加募集を行います。

6 選考方法

選考方法は書類審査及び面接となります。面接は、以下のとおり実施します。
詳細な時間などは別途連絡します。

実施日：令和元年（2019年）8月2日（金）

場 所：ハンガリー医科大学事務局（東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー7階）

7 提出書類

①修学研修資金貸与申請書

②応募理由書

③外国医学課程に在籍していること及びその期間を証する書類

④外国医学課程の履修した科目の単位の修得を証する書類（新1年生は不要）

応募期間までに提出が間に合わない場合は、発行され次第、提出してください。

⑤高等学校等を卒業したことを証する書類（新1年生のみ）

⑥面接票

⑦誓約書

⑧茨城県海外対象医師修学研修資金推薦書

国内にある医科大学事務局、もしくは最終学歴の大学・高校等の担当教官等から推薦をいただ
いてください。提出は必須ではありませんが、面接審査の際、人物考査に使用します。可能な
限り提出してください。

8 面接後の手続

提出書類及び面接結果をもとに審査し、貸与者を決定します。貸与決定後、修学研修資金貸与のための契約を締結いたします。契約に必要な書類等は別途通知します。

9 返還の免除等

○全額免除

国内医師免許を取得後、直ちに茨城県内の医療機関において臨床研修を受け、修了後、引き続き茨城県知事が指定する医療機関で医師の業務に従事した場合は、全額免除となります。

例えば、修学資金の貸与期間が6年の場合は、※従事した期間が9年に達したとき免除となります。

※ 従事期間は、修学資金貸与期間の2分の3に相当する期間になります。ただし、当該期間が、9年以上の場合は9年、3年に満たない場合は3年となります。

○裁量免除

災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができなくなったとき、その他特に必要があると認められるときは、修学研修資金の返還の債務の全部又は一部を免除します。

10 返還

返還の免除事由（9 返還の免除等）に該当しなかったときは、貸与を受けた修学研修資金に※利息を付した金額を、返還義務が生じた日から1ヶ月以内に、全額一括返還していただきます。

また、国内医師免許を受ける前において、以下の場合についても、返還の対象となります。

- ・外国の医学校を卒業した後に外国医師免許を得る場合にあっては、卒業後、遅滞なく外国医師免許を得なかったとき（医師国家試験等の受験が必要な場合は、試験は2回まで受験可能）。
- ・外国医師免許を得た後、直ちに医師法第11条第3号の厚生労働大臣の認定を受けなかったとき。
- ・医師法第11条第3号の認定を受けた後、遅滞なく国内医師免許を受けなかったとき（医師国家試験は2回まで受験可能）。

※ 修学資金は、貸与を受けた日の翌日から卒業する日までの期間の日数に応じ、年10%の割合で計算した額。研修資金は、貸与を受けた日の翌日以後180日を経過する日までの期間の日数に応じ、年10%の割合で計算した額。

11 その他

キャリア形成支援

貸与決定者のキャリア形成については、茨城県地域医療支援センターのキャリアコーディネーター（医師）が、本人の希望（診療科や専門医資格取得など）を面談により確認しながら支援します。

12 関係書類提出先及び問合せ先

茨城県保健福祉部医療局医療人材課医師確保グループ 担当 榎戸

住所：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

TEL : 029-301-3191 / FAX : 029-301-3194 / E-mail : i.doctor@pref.ibaraki.lg.jp

令和元年度（2019 年度）茨城県海外対象医師修学研修資金貸与制度（研修資金）募集要項

1 制度の目的

この制度は、外国の医学校において医学の課程を履修し、県内の医療機関において将来医師の業務に従事しようとする者に対して、修学研修資金を貸与するものです。県内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保を図り、本県の医療の向上を目的としています。

2 応募資格

下記のア～ウのすべてに該当する者

ア ※¹外国の医学校で※²外国医学課程を修めて卒業し、かつ、外国医師免許を得た者

イ 茨城県知事が指定する医療機関（主に臨床研修病院）において、診療やカンファレンス等の実習など医師の業務に従事するための研修を受けている者

ウ 茨城県知事が指定する医療機関において将来医師の業務に従事しようとする者

- ※1 外国とは、貸与者と継続して連絡を取り合い、面談等を行う必要があることから、入学のあっせんから在学中の生活、学業の支援を一貫して行っている医科大学事務局が日本国内にある国
- ※2 外国医学課程とは、卒業後にEU（欧州連合）又は米国いずれかの州の医師免許が取得できる課程
- ※ 地域医療支援センターのホームページ内の「茨城県海外対象医師修学研修資金貸与制度ガイドブック」を必ず熟読のうえ、応募してください。
- <URL><https://ibaraki-dl.jp>（イバラキドクターズライフ）

3 貸与金額及び貸与人数

1,500,000 円（10 人まで）

4 貸与時期

茨城県知事が指定する医療機関での研修を開始したとき

5 応募期間

令和元年（2019 年）5 月 31 日（金）～6 月 26 日（金） 郵送の場合は必着
ただし、選考の結果、「3 貸与人数」に満たない場合は追加募集を行います。

6 選考方法

選考方法は書類審査及び面接となりますが、面接についての具体的な日程等については、別途連絡します。

7 提出書類

応募期間中に次の書類を提出してください。

- ①修学研修資金貸与申請書 ※1
- ②応募理由書
- ③外国医学課程の履修した科目の単位の取得を証する書類 ※2
- ④外国の医学校を卒業したことを証する書類 ※2
- ⑤外国の医師免許を受けたことを証する書類（写し） ※2
- ⑥面接票
- ⑦誓約書

※1 貸与申請をする際に、指定実習医療機関の名称欄には、希望する医療機関の名称を記入してください。

※2 応募期間までに提出が間に合わない場合は、当課に連絡のうえ、発行され次第、提出してください。

8 面接後の手続

提出書類及び面接結果をもとに審査し、貸与者を決定します。貸与決定後、修学研修資金貸与のための契約を締結いたします。契約に必要な書類等は別途通知します。

9 返還の免除等

○全額免除

国内医師免許を取得後、直ちに茨城県内の医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後、引き続き茨城県知事が指定する従事医療機関で医師の業務に従事していただき、研修資金のみ貸与を受けた場合は、※従事期間が3年に達したとき免除となります。

※ 従事期間は、修学資金の貸与期間の2分の3に相当する期間（研修資金の貸与を受ける場合は1年加算）となります。当該期間が3年に満たない場合、3年となります。
--

○裁量免除

災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができなくなったとき、その他特に必要があると認められるときは、修学研修資金の返還の債務の全部又は一部を免除できます。

10 返還

返還の免除事由（9 返還の免除等）に該当しなかったときは、貸与を受けた修学研修資金に※利息を付した金額を、返還義務が生じた日から1ヶ月以内に、全額一括返還していただきます。

また、国内医師免許を受ける前において、以下の場合についても、返還の対象となります。

- ・外国の医学校を卒業した後に外国医師免許を得る場合にあっては、卒業後、遅滞なく外国医師免許を得なかったとき（医師国家試験等の受験が必要な場合は、試験は2回まで受験可能）。
- ・外国医師免許を得た後、直ちに医師法第11条第3号の厚生労働大臣の認定を受けなかったとき。
- ・医師法第11条第3号の認定を受けた後、遅滞なく国内医師免許を受けなかったとき（医師国家試験は2回まで受験可能）。

※ 貸与を受けた日の翌日以後180日を経過する日までの期間の日数に応じ、年10%の割合で計算した額。

11 その他

（1）キャリア形成支援

貸与決定者のキャリア形成については、茨城県地域医療支援センターのキャリアコーディネーター（医師）が、本人の希望（診療科や専門医資格取得など）を面談により確認しながら支援します。

（2）研修資金に係る医療機関

日本の医師国家試験受験までの診療やカンファレンス等の実習など、医師の業務に従事するための研修を行う茨城県知事が指定する医療機関は「別添（医療機関）」をご参照ください。

12 関係書類提出先及び問合せ先

茨城県保健福祉部医療局医療人材課医師確保グループ 担当 榎戸

住所：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

TEL：029-301-3191／FAX：029-301-3194／E-mail：i.doctor@pref.ibaraki.lg.jp

○茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例

平成29年6月26日

茨城県条例第33号

茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例を公布する。

茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、外国の医学校において医学の課程を履修し、県内の医療機関において将来医師の業務に従事しようとする者に対し、茨城県海外対象医師修学研修資金(以下「修学研修資金」という。)を貸与することにより、県内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保を図り、もって本県の医療の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「医療機関」とは、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。

(修学研修資金の種類)

第3条 修学研修資金は、外国の医学校の医学を履修する課程(学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学の医学を履修する課程と同等以上であると知事が認めるものに限る。以下「外国医学課程」という。)に在学する者の修学に必要な資金(以下「修学資金」という。)及び医師法(昭和23年法律第201号)による医師免許(以下「国内医師免許」という。)を受けるための知識及び技能の習得であって、当該外国において医師の業務に従事するための免許(以下「外国医師免許」という。)を得た後に行われるものに必要な資金(以下「研修資金」という。)とする。

(修学研修資金の貸与)

第4条 知事は、外国医学課程に在学する者であって、第12条第3項第7号に規定する指定従事医療機関において将来医師の業務に従事しようとするものに対し、修学資金を貸与することができる。

2 知事は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、研修資金を貸与することができる。

- (1) 外国医学課程を修めて外国の医学校を卒業し、かつ、外国医師免許を得た者であること。
- (2) 知事が指定する医療機関(第6条第2項において「指定実習医療機関」という。)において、医師の業務に従事するために必要な知識及び技能を習得するための実習(以下「臨床実習」という。)を受けている者であること。
- (3) 第12条第3項第7号に規定する指定従事医療機関において将来医師の業務に従事しようとする者であること。

(貸与金額等)

第5条 修学研修資金の貸与金額は、次の各号に掲げる修学研修資金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 修学資金 月額150,000円

(2) 研修資金 1,500,000円

2 修学研修資金の利息は、次の各号に掲げる修学研修資金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 修学資金 貸与を受けた各月分の修学資金の額につき、当該貸与を受けた日の翌日から当該貸与を受けた者が外国の医学校を卒業する日(第9条の規定により貸与契約が解除された場合にあつては、当該解除の日)までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した額

(2) 研修資金 貸与を受けた日の翌日以後180日を経過する日(当該日までに第12条第2項各号又は同条第3項第1号から第3号までに掲げる事由に該当した場合にあつては、これらの事由に該当した日)までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した額

(貸与期間等)

第6条 修学資金の貸与期間は、外国医学課程の修業期間のうち、当該外国医学課程ごとに知事が必要と認める学年から当該外国医学課程の最終の学年までの期間以内とする。ただし、知事が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

2 研修資金の貸与は、指定実習医療機関において臨床実習を開始したときに行う。

(貸与方法)

第7条 修学研修資金は、毎年度予算の範囲内で契約(以下「貸与契約」という。)により貸与するものとする。

(連帯保証人)

第8条 修学研修資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を立てなければならない。

(貸与契約の解除)

第9条 知事は、修学資金の貸与を受けた者(以下「修学生」という。)が、外国の医学校を卒業するまでに次の各号のいずれかに該当する場合は、その貸与契約を解除するものとする。

(1) 退学し、又は退学の処分を受けたとき。

(2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。

(3) 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。

(4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(5) 死亡したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(学業成績表等の提出及び報告)

第10条 知事は、修学生及び研修資金の貸与を受けた者(以下「研修生」という。)に対し、学業成績表及び健康診断書の提出を求め、並びに国内医師免許を受けるための知識及び技能の習得であつて、外国の医学校を卒業した後に行われるものの状況について報告を求めることができる。

(貸与の停止等)

第11条 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間、修学資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、これを復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

- 2 知事は、修学生が留年(一の学年の課程を再度履修することをいう。)したときは、当該留年に係る期間、修学資金の貸与を停止するものとする。
- 3 知事は、修学生が正当な理由がなく前条の規定による学業成績表又は健康診断書の提出の求めに応じなかったときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(返還)

第12条 修学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に、修学資金に第5条第2項第1号の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。

- (1) 第9条の規定により修学資金の貸与契約が解除されたとき。
- (2) 外国の医学校を卒業した後に外国医師免許を得る場合にあっては、当該外国の医学校を卒業した後遅滞なく外国医師免許を得なかったとき。
- 2 研修生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に、研修資金に第5条第2項第2号の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。
 - (1) 心身の故障のため臨床実習を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
 - (2) 臨床実習における評価が著しく不良になったと認められるとき。
- 3 前2項に規定する場合のほか、修学生及び研修生(以下「修学研修生」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に、修学研修資金に第5条第2項各号の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。
 - (1) 外国の医学校を卒業した後、死亡したとき(第14条第1項第2号及び第15条に該当する場合を除く。)。
 - (2) 外国医師免許を得た後直ちに医師法第11条第3号の認定(第4号において「認定」という。)を受けなかったとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、外国の医学校を卒業した後、医師法第9条に規定する医師国家試験を受ける見込みがなくなつたと認められるとき。
 - (4) 認定を受けた後遅滞なく国内医師免許を受けなかったとき。
 - (5) 国内医師免許を受けた後直ちに県内の医療機関において臨床研修(医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)を受けなかったとき。
 - (6) 県内の医療機関において臨床研修を修了しなかったとき。
 - (7) 県内の医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き、あらかじめ知事が指定する医療機関であつて、臨床研修の修了及び次条の規定による修学研修資金の返還の債務の履行の猶予を受けている期間の終了(同条第1号に該当する場合を除く。)に当たり知事が地域にお

ける医師の育成及び確保の状況等に応じ修学研修生ごとに指定するもの(当該指定後に知事が地域における医師の育成及び確保の状況等に応じ指定に係る医療機関を変更する必要があると認めた場合にあつては、当該変更後の医療機関として知事が修学研修生ごとに指定するもの。以下「指定従事医療機関」という。)において医師の業務に従事しなかったとき。

- (8) 指定従事医療機関において医師の業務に従事しなくなったとき(第14条第1項第1号に該当する場合を除く。)
- (9) 国内医師免許を受けた後、心身の故障により、臨床研修を受けること又は医師の業務に従事すること(以下「医師業務の従事等」という。)ができなくなったとき(第14条第1項第2号及び第15条に該当する場合を除く。)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、外国の医学校を卒業した後、修学研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還債務の履行猶予)

第13条 知事は、修学研修生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する間(第2号にあつては、1年を超えない範囲内において知事が必要と認めた期間に限る。)、修学研修資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 第9条の規定により修学資金の貸与契約が解除された後、引き続き外国医学課程に在学しているとき。
- (2) 臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修のうち県外の医療機関を実施場所とするものであつて、県内の医療の充実に必要なものとして知事が認定したもの(当該認定後に知事が県内の医療の充実に必要なものとして認定に係る研修を変更する必要があると認めた場合にあつては、当該変更後の研修として知事が認定したもの。次条第2項において「認定専門研修」という。)を受けているとき。
- (3) 学校教育法に基づく大学院(次条第3項第1号において「大学院」という。)の医学を履修する課程に在学しているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のため特に必要であると認められる事由があるとき。
- (5) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学研修資金を返還することが困難であると認められるとき。

(返還債務の当然免除)

第14条 知事は、修学研修生が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学研修資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 国内医師免許を受けた後直ちに県内の医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事した場合であつて、当該臨床研修の修了に要した期間(当該期間が2年を超える場合にあつては、2年)と当該業務に従事した期間とを合算した期間が修学資金の貸与を受けた期間(研修資金の貸与を受けた場合にあつては、当該期間に1年を加えた期間)の2分の3に相当する期間(当該期間が3年に満たない場合にあつては3年、9年を超える場合にあつては9年)に達したとき。
- (2) 前号の規定による合算した期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身

の故障により医師業務の従事等ができなくなったとき。

- 2 認定専門研修を受けたことにより指定従事医療機関において医師の業務に従事できなかった修学研修生に係る前項第1号の規定の適用については、当該修学研修生は、前条の規定により知事が必要と認めた期間に限り、引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事していたものとみなす。この場合において、当該指定従事医療機関において医師の業務に従事していたものとみなされた期間は、これを同号の規定による合算した期間に算入しない。
- 3 次の各号のいずれかに掲げる事由により医師業務の従事等ができなかった修学研修生に係る第1項第1号の規定の適用については、当該修学研修生は、引き続き医師業務の従事等をしていなかったものとみなす。この場合において、当該医師業務の従事等をしていなかったものとみなされた期間は、これを同号の規定による合算した期間に算入しない。
 - (1) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。
 - (2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができないとき。

(返還債務の裁量免除)

第15条 知事は、修学研修生が災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができなくなったときその他特に必要があると認めるときは、修学研修資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(延滞利息)

第16条 修学研修生は、正当な理由がなく、修学研修資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき修学研修資金の額と第5条第2項各号の規定により計算した利息の額との合計額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 当分の間、第16条に規定する延滞利息の年14.5パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。

付 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

○茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例施行規則

平成29年6月29日

茨城県規則第47号

茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例施行規則を次のように定める。

茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例(平成29年茨城県条例第33号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与申請)

第2条 修学研修資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、修学研修資金貸与申請書に次に掲げる書類を添えて所定の期日までに知事に申請しなければならない。

- (1) 応募理由書
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の高等部又はこれらに相当する外国の学校の卒業証明書
- (3) 修学資金の貸与を受けようとする者にあつては、外国医学課程に在学していること及びその期間を証する書類
- (4) 研修資金の貸与を受けようとする者にあつては、外国の医学校を卒業したことを証する書類及び外国医師免許を得たことを証する書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

(貸与の適否の決定等)

第3条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、修学研修資金の貸与の適否を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により修学研修資金の貸与の適否を決定したときは、遅滞なく、修学研修資金貸与決定通知書又は修学研修資金貸与不承認決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(貸与契約)

第4条 申請者は、前条第2項の規定による修学研修資金の貸与の決定の通知を受け取ったときは、遅滞なく、茨城県海外対象医師修学研修資金貸与契約書により貸与契約を締結するものとする。

(連帯保証人)

第5条 条例第8条の規定による連帯保証人は、独立の生計を営む者であつて、日本国内に居住するものでなければならない。

- 2 申請者が未成年である場合は、連帯保証人のうち1人は法定代理人でなければならない。
- 3 修学研修生(貸与契約を締結した後、最初の修学資金又は研修資金の交付を受けていない者を含む。第17条第3項において同じ。)は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の氏名若しくは住所の変更があつたときは、直ちに、連帯保証人変更届に連帯保証人の印鑑登録証明書を添え

て、知事に提出しなければならない。

(貸与契約の解除)

第6条 知事は、条例第9条の規定により貸与契約を解除したときは、修学資金貸与契約解除通知書により修学生(貸与契約を締結した後、最初の修学資金の交付を受けていない者を含む。次条において同じ。)及び連帯保証人に通知するものとする。

(貸与の停止等)

第7条 知事は、条例第11条の規定により修学資金の貸与を停止し、又は一時保留したときは、修学資金貸与停止(一時保留)通知書により修学生及び連帯保証人に通知するものとする。

(医療機関の指定又は変更)

第8条 知事は、条例第12条第3項第7号の規定により、医療機関を指定し、又は指定に係る医療機関を変更しようとするときは、あらかじめ、当該修学研修生と面接を行うものとする。

2 知事は、医療機関を指定し、又は指定に係る医療機関を変更することを決定したときは、書面により、その旨を当該修学研修生に通知するものとする。

(返還申告書)

第9条 修学研修生は、条例第12条第1項各号、第2項各号及び第3項各号に掲げる事由が生じたとき(条例第13条の規定による返還の債務の履行の猶予を受けている場合は、当該猶予の期間が満了したとき)は、遅滞なく、修学研修資金返還申告書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該事由が修学研修生の死亡によるものであるときは、当該申告書の提出は、当該修学研修生の相続人(相続人がないときは、当該修学研修生の連帯保証人。以下同じ。)が行うものとする。

(認定専門研修の申請等)

第10条 修学研修生は、条例第13条第2号の規定による認定(変更に係る認定を除く。次項において同じ。)を受けようとするときは、当該認定に係る研修を受けようとする日の6月前までに、専門研修認定申請書を知事に提出しなければならない。

2 修学研修生は、認定を受けた研修を変更しようとするときは、認定専門研修変更認定申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る研修が県内の医療の充実に必要と認めたときは専門研修(認定専門研修変更)認定通知書により、当該申請に係る研修が県内の医療の充実に必要と認められない場合には専門研修(認定専門研修変更)不認定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(猶予の申請)

第11条 修学研修生は、条例第13条の規定により修学研修資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとするときは、修学研修資金返還猶予申請書に同条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(猶予の承認通知等)

第12条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、修学研修資金の返還の債務の履行を猶予することが相当であると認めたときは修学研修資金返還猶予承認通知書により、猶予することが不相当であると認めたときは修学研修資金返還猶予不承認通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(当然免除事由発生届)

第13条 修学研修生は、条例第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、修学研修資金返還当然免除事由発生届に次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(1) 条例第14条第1項第1号に該当するとき 業務従事証明書

(2) 条例第14条第1項第2号に該当するとき(修学研修生が死亡した場合を除く。) 診断書及び当該心身の故障が業務に起因するものであることを証する書類

2 修学研修生が死亡した場合において、条例第14条第1項第2号に該当するときは、当該修学研修生の相続人は、遅滞なく、修学研修資金返還当然免除事由発生届に死亡診断書及び当該死亡が業務に起因するものであることを証する書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(当然免除の認定通知等)

第14条 知事は、前条の規定による届出があったときは、その事実を確認し、修学研修資金の返還の債務を免除することが相当であると認めたときは修学研修資金返還免除認定(承認)通知書により、免除することが不相当であると認めたときは修学研修資金返還免除不認定(不承認)通知書により、当該届出をした者に通知するものとする。

(裁量免除の申請)

第15条 修学研修生は、条例第15条の規定により修学研修資金の返還の債務の免除を受けようとするときは、修学研修資金返還裁量免除申請書にその事由を証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 修学研修生が死亡した場合において、条例第15条に該当し、かつ、同条の規定による修学研修資金の返還の債務の免除を受けようとするときは、当該修学研修生の相続人は、遅滞なく、修学研修資金返還裁量免除申請書に死亡診断書を添えて、知事に申請しなければならない。

3 前条の規定は、前2項の規定による申請があった場合について準用する。この場合において、同条中「前条の規定による届出」とあるのは「次条第1項及び第2項の規定による申請」と、「その事実を確認し」とあるのは「その内容を審査し」と、「当該届出」とあるのは「当該申請」と読み替えるものとする。

(期間の計算方法)

第16条 条例第12条第3項第7号並びに条例第14条第1項及び第3項に規定する期間の計算は、月数によるものとする。ただし、その数に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。

(その他の届出)

第17条 修学生(第1号から第4号までにあつては、貸与契約を締結した後、最初の修学資金の交付を受けていない者を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、当該各号に掲げる届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 退学し、又は退学の処分を受けたとき 退学届
- (2) 修学資金の貸与を受けることを辞退するとき 辞退届
- (3) 休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は留年したとき 休学(停学・留年)届
- (4) 復学したとき 復学届
- (5) 卒業したとき 卒業届

2 前項に規定する場合のほか、修学研修生(第1号にあつては、貸与契約を締結した後、最初の修学資金又は研修資金の交付を受けていない者を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、当該各号に掲げる届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき 氏名(住所)変更届
- (2) 医師法(昭和23年法律第201号)第11条第3号の認定を受けたとき 医師国家試験受験資格取得届
- (3) 国内医師免許を取得したとき 国内医師免許取得届
- (4) 臨床研修を開始したとき 臨床研修開始届
- (5) 医師の業務に従事したとき 業務従事開始届
- (6) 医師の業務に従事しなくなったとき 退職届

3 修学研修生が死亡したときは、当該修学研修生の相続人は、遅滞なく、修学研修生死亡届に死亡診断書を添えて、知事に届け出なければならない。

4 医師の業務に従事する修学研修生は、毎年4月30日までに業務従事状況報告書に業務従事証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

(申請書等の様式)

第18条 次の表の左欄に掲げるこの規則の各条項に規定する当該中欄に掲げる申請書等の様式は、当該右欄に掲げるとおりとする。

該当条項	申請書等の種類	様式
第2条	修学研修資金貸与申請書	様式第1号
第2条第1号	応募理由書	様式第2号
第3条第2項	修学研修資金貸与決定通知書	様式第3号
第3条第2項	修学研修資金貸与不承認決定通知書	様式第4号
第4条	茨城県海外対象医師修学研修資金貸与契約書	様式第5号(その1)又は様式第5号(その2)
第5条第3項	連帯保証人変更届	様式第6号
第6条	修学資金貸与契約解除通知書	様式第7号
第7条	修学資金貸与停止(一時保留)通知書	様式第8号
第9条	修学研修資金返還申告書	様式第9号
第10条第1項	専門研修認定申請書	様式第10号

第10条第2項	認定専門研修変更認定申請書	様式第11号
第10条第3項	専門研修(認定専門研修変更)認定通知書	様式第12号
第10条第3項	専門研修(認定専門研修変更)不認定通知書	様式第13号
第11条	修学研修資金返還猶予申請書	様式第14号
第12条	修学研修資金返還猶予承認通知書	様式第15号
第12条	修学研修資金返還猶予不承認通知書	様式第16号
第13条第1項及び第2項	修学研修資金返還当然免除事由発生届	様式第17号
第13条第1項第1号	業務従事証明書	様式第18号
第14条及び第15条第3項	修学研修資金返還免除認定(承認)通知書	様式第19号
第14条及び第15条第3項	修学研修資金返還免除不認定(不承認)通知書	様式第20号
第15条第1項及び第2項	修学研修資金返還裁量免除申請書	様式第21号
第17条第1項第1号	退学届	様式第22号
第17条第1項第2号	辞退届	様式第23号
第17条第1項第3号	休学(停学・留年)届	様式第24号
第17条第1項第4号	復学届	様式第25号
第17条第1項第5号	卒業届	様式第26号
第17条第2項第1号	氏名(住所)変更届	様式第27号
第17条第2項第2号	医師国家試験受験資格取得届	様式第28号
第17条第2項第3号	国内医師免許取得届	様式第29号
第17条第2項第4号	臨床研修開始届	様式第30号
第17条第2項第5号	業務従事開始届	様式第31号
第17条第2項第6号	退職届	様式第32号
第17条第3項	修学研修生死亡届	様式第33号
第17条第4項	業務従事状況報告書	様式第34号

付 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

茨城県海外対象医師修学研修資金貸与契約書
（修学資金用）

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）と連帯保証人（以下「丙」という。）と連帯保証人（以下「丁」という。）とは、茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例（平成29年茨城県条例第 号。以下「条例」という。）第7条及び第8条の規定に基づき、条例第3条に規定する修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与について、次のとおり契約を締結する。

（貸与）

第1条 甲は、乙に対し、次のとおり修学資金を貸与するものとする。

- (1) 貸与月額 円
- (2) 貸与期間 年 月から 年 月まで
- (3) 交付の時期 毎月

2 修学資金には、貸与を受けた各月分の修学資金につき、当該貸与を受けた日の翌日から当該貸与を受けた者が外国の医学学校を卒業する日（第3条の規定によりこの契約が解除された場合にあっては、当該解除の日）までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付すものとする。

3 修学資金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。

（貸与の停止等）

第2条 甲は、乙が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間、修学資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、これを復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

2 甲は、乙が留年（一の学年の課程を再度履修することをいう。）したときは、当該留年に係る期間、修学資金の貸与を停止するものとする。

3 甲は、乙が正当な理由がなく条例第10条の規定による学業成績表又は健康診断書の提出の求めに応じなかったときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

（契約の解除）

第3条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除するものとする。

- (1) 退学し、又は退学の処分を受けたとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 甲は、乙が不正に修学資金の貸与を受けたときは、この契約を解除することができる。

(返還)

第4条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に、修学資金に第1条第2項の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 外国の医学校を卒業した後に外国医師免許（条例第3条の外国医師免許をいう。以下同じ。）を得る場合にあっては、当該外国の医学校を卒業した後遅滞なく外国医師免許を得なかったとき。

(3) 外国の医学校を卒業した後、死亡したとき（第7条第1項第2号及び第8条に該当する場合を除く。）。

(4) 外国医師免許を得た後直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第11条第3号の認定（第6号において「認定」という。）を受けなかったとき。

(5) 前3号に掲げるもののほか、外国の医学校を卒業した後、医師法第9条に規定する医師国家試験を受ける見込みがなくなつたと認められるとき。

(6) 認定を受けた後遅滞なく国内医師免許（条例第3条に規定する国内医師免許をいう。以下同じ。）を受けなかったとき。

(7) 国内医師免許を受けた後直ちに県内の医療機関において臨床研修（医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。）を受けなかったとき。

(8) 県内の医療機関において臨床研修を修了しなかったとき。

(9) 県内の医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き、あらかじめ甲が指定する医療機関であつて、臨床研修の修了及び第6条の規定による修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けている期間の終了（同条第1号に該当する場合を除く。）に当たり甲が地域における医師の育成及び確保の状況等に応じ指定するもの（当該指定後に甲が地域における医師の育成及び確保の状況等に応じ指定に係る医療機関を変更する必要があると認めた場合にあっては、当該変更後の医療機関として甲が指定するもの。以下「指定従事医療機関」という。）において医師の業務に従事しなかったとき。

(10) 指定従事医療機関において医師の業務に従事しなくなったとき（第7条第1項第1号に該当する場合を除く。）。

(11) 国内医師免許を受けた後、心身の故障により、臨床研修を受けること又は医師の業務に従事すること（以下「医師業務の従事等」という。）ができなくなったとき（第7条第1項第2号及び第8条に該当する場合を除く。）。

(12) 前各号に掲げるもののほか、外国の医学校を卒業した後、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(延滞利息)

第5条 乙は、正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき修学資金の額と第1条第2項の規定により計算した利息の額との合計額につき年14.5パーセントの割合（条例付則第2項の規定が適用される場合にあっては、同項に規定する割合）で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(返還債務の履行猶予)

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する間（第2号にあっては、1年を超えない範囲内において甲が必要と認めた期間に限る。）、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 第3条の規定により修学資金の貸与契約が解除された後、引き続き条例第3条に規定する外国医学課程に在学しているとき。
- (2) 臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修のうち県外の医療機関を実施場所とするものであって、県内の医療の充実に必要なものとして甲が認定したもの（当該認定後に甲が県内の医療の充実に必要なものとして認定に係る研修を変更する必要があると認めた場合にあっては、当該変更後の研修として甲が認定したもの。次条第2項において「認定専門研修」という。）を受けているとき。
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学院（次条第3項第1号において「大学院」という。）の医学を履修する課程に在学しているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のため特に必要であると認められる事由があるとき。
- (5) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。

（返還債務の当然免除）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 国内医師免許を受けた後直ちに県内の医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事した場合であって、当該臨床研修の修了に要した期間（当該期間が2年を超える場合にあっては、2年）と当該業務に従事した期間とを合算した期間が修学資金の貸与を受けた期間（乙が条例第3条に規定する研修資金の貸与を受けた場合にあっては、当該期間に1年を加えた期間）の2分の3に相当する期間（当該期間が3年に満たない場合にあっては3年、9年を超える場合にあっては9年）に達したとき。
- (2) 前号の規定による合算した期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身の故障により医師業務の従事等ができなくなったとき。

2 認定専門研修を受けたことにより指定従事医療機関において医師の業務に従事できなかった場合における前項第1号の規定の適用については、乙は、前条の規定により甲が必要と認めた期間に限り、引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事していたものとみなす。この場合において、当該指定従事医療機関において医師の業務に従事していたものとみなされた期間は、これを同号の規定による合算した期間に算入しない。

3 次の各号のいずれかに掲げる事由により医師業務の従事等ができなかった場合における第1項第1号の規定の適用については、乙は、引き続き医師業務の従事等をしていなかったものとみなす。この場合において、当該医師業務の従事等をしていなかったものとみなされた期間は、これを同号の規定による合算した期間に算入しない。

- (1) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができないとき。

（返還債務の裁量免除）

第8条 甲は、乙が災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができなくなったときその他特に必要があると認めるときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

（連帯保証）

第9条 丙及び丁は、この契約による乙の甲に対する債務について乙と連帯して履行の責めに任ずる。

2 乙は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があったときは、直ちに、茨城県海外医師対象医師修学研修資金貸与条例施行規則（平成29年茨城県規則第 号。以下「規則」という。）第5条第3項に規定する連帯保証人変更届を甲に提出しなければならない。

（契約の履行）

第10条 前各条に定めるもののほか、乙は、条例及び規則の定めるところにより、その義務を誠実に履行するものとする。

（疑義等の決定）

第11条 条例、規則及びこの契約に定めのない事項並びにこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、甲乙丙丁各1通を保有する。

年 月 日

甲	茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県知事 大井川 和彦 印
乙	住所 (電話) 氏名 印
丙（連帯保証人）	住所 (電話) 氏名 印
丁（連帯保証人）	住所 (電話) 氏名 印

備考 連帯保証人の印鑑登録証明書を提出すること

ハンガリー国立大学医学部

医療のグローバル化に対応できる医師を目指す！

～日本とEUの医師免許の取得が可能～

■ ハンガリー医学部のメリット

- 英語で診療ができる人材！（外国人の急患に対応）
- 教授の論文執筆・英語でのカンファレンスで重宝！
- 病院の国際性・多様性に貢献！

■ ハンガリー医学部の特徴

- 4国立大学（センメルweis大学、ペーチ大学、セゲド大学、デブレツェン大学）
- 日本と同じ6年制
- 授業は英語。英語力、理系に不安な学生は、医学部入学前に予備コースから入学可能
- 現在、400名以上の日本人学生がハンガリーの4医学部に在籍

■ ハンガリー医学部の卒業生実績

54名の卒業生が日本の各地で医師として活躍中

- 茨城県内では筑波大学附属病院、筑波記念病院等で卒業生が勤務
- その他、東北大学、大阪大学、岡山大学、広島大学、東京医科歯科大学等の附属病院で勤務

■ ハンガリー医科大学事務局のサポート

- 生活面のサポート：日本人常駐スタッフが生活面の問題を解決
- 学習面のサポート：先輩学生などの勉強会を実施（現地スタディールームあり）
- 病院研修：日本の提携病院で実習が可能
- 医師国家試験対策サポート：卒後6ヶ月間、提携病院で特訓
- 茨城県奨学金取得のサポート

■ 問い合わせ先：

ハンガリー医科大学事務局

<http://www.hungarymedical.org/>

TEL: 03-5321-6771 FAX: 03-5321-6672

EMAIL: info@hungarymedical.org

〒163-1307 東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー7F

自治医科大学について

1 自治医科大学とは

自治医科大学は、医療に恵まれないへき地等における医療の確保向上及び地域住民の福祉の増進を図ることを目的に、全国の都道府県が共同で設立した学校法人により運営されています。

2 修学資金貸与制度

入学者は、全員、修学資金の貸与契約を締結し、修学資金を借り入れることになっています。

この修学資金は、大学を卒業後、引き続き知事が指定する公立病院等に医師として勤務し、その勤務期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3（1.5倍）に相当する期間に達した場合は返還を免除されます。

ただし、この条件を満たすことができなかった場合、貸与された額に所定の利率を乗じた額を一括返還しなければならないことになっています。

<貸与される修学資金>

・入学金	1, 0 0 0, 0 0 0 円（入学時のみ）
・授業料	1, 8 0 0, 0 0 0 円（年額）
・実験実習費	5 0 0, 0 0 0 円（年額）
・施設設備費	1, 3 0 0, 0 0 0 円（年額）
・入学時学業準備費	4 0 0, 0 0 0 円（入学時のみ）
<u>6年総額 計</u>	<u>2 3, 0 0 0, 0 0 0 円</u>

3 募集人数及び対象者

茨城県からは毎年2名または3名ずつ選抜されます。

なお、茨城県を出願地とする場合は、次のいずれかに該当する必要があります。

- ① 茨城県内の高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- ② 茨城県内に居住する者（ただし、3年前以前から引き続き茨城県内に居住していること）
- ③ 茨城県内に居住する者の子（ただし、3年前以前から引き続き茨城県内に居住していること）

4 選考方法及びスケジュール

出願期間：令和2年（2020年）1月6日（月）～1月22日（水）

第1次試験：

学力試験：令和2年（2020年）1月27日（月）

〔教科〕数学，理科（物理，化学，生物から2科目選択），外国語

〔場所〕茨城県庁

面接試験（学力試験及第者のみ実施）：令和2年（2020年）1月28日（火）

第2次試験：令和2年（2020年）2月6日（木）

〔教科〕小論文及び面接試験

〔場所〕自治医科大学

5 卒業後の基本ローテーションについて

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
初期臨床 研 修 ＝ 県立中央病院		へき地医療拠点病院等 ： （ 専 門 研 修 ）			へき地医療拠点病院等			

※義務年限修了後は，本人の希望に応じて，引き続き地域医療に従事できるように対応する。

6 問い合わせ先

茨城県保健福祉部医療局医療人材課医師確保G 担当 倉田

住所：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

電話：029-301-3191 FAX：029-301-3194 Email：i.doctor@pref.ibaraki.lg.jp

9月10月11月12月1月2月3月											
筑波大学 【県内対象】 (推薦入試)											
筑波大学 【県内対象】 (一般入試)											
筑波大学 【全国対象】											
北里大学											
東京医科大学											
東京医科歯科大学											
杏林大学											
日本医科大学											
帝京大学											
自治医科大学											
一般修学資金											
出願期間 3/2~3/16 県面接 3/23											

令和2年度 入試スケジュール

令和元年7月30日現在

筑波大学の地域枠入試の実施に関しては現在調整中のため、
8月以降に公表いたします

前期日程試験 2/25 ~

後期日程試験 3/12 ~

地域枠合格者は、書類作成説明

一次試験 2/3

二次試験 2/12

出願期間 12/9~1/15

試験日 2/9

出願期間 1/21~1/28

一次試験(センター試験) 1/18,1/19

出願期間 12/27~1/27

一次試験 2/2

二次試験 2/11,2/12

(後期)出願期間 2/3~2/25

一次試験 1/27~29

二次試験 2/4,2/5

出願期間 12/18~1/21

出願期間 1/6~1/22

一次試験 1/27,1/28

二次試験 2/6

出願期間 11/11~11/22

試験日 11/17

出願期間 9/2~9/30

県面接 10/26

出願期間 9/2~9/30

県面接 10/26

出願期間 10/7~11/8

県面接 10/26

出願期間 11/23,11/24

茨城県地域枠面接

一般修学資金・地域枠・自治医科大学 入学者オリエンテーション 3/27



医学部進学者向け教育ローン利子補給事業



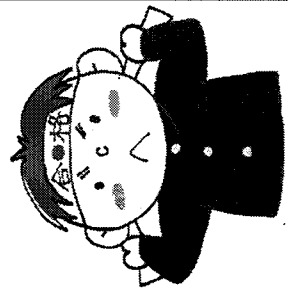
県内高校生の医学部進学を支援するため、県内金融機関と提携し、都道府県初の医学部進学者向けの「実質金利ゼロ」の教育ローンを創設しました。

1 事業概要

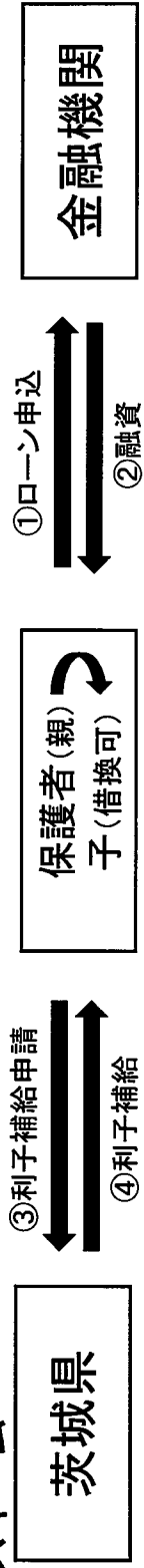
- 県と金融機関が提携し、医学部進学者向けの「実質金利ゼロ」の教育ローンを創設
- 下記の「対象要件」に基づき、県が対象者に対し、借入資金の支払利息について補給金を交付

2 対象要件

- (1) 対象者 … 以下の①②の両方を満たす者
- ①県内高等学校等を卒業後、医学部へ進学しようとする者の保護者等で1年以上県内在住の者
 - ②県と協定を締結した金融機関から、医学部進学者向け教育資金の融資を受けている者
- ※ただし、卒業10年以内に県内医療機関に2年間以上勤務しなかった場合は、利子補給金を返還
- … 年間50名程度 (※令和元年度(2019年度)以降の医学部入学者を対象とする)
- (2) 対象人数 … 各金融機関の設定による
- (3) 金利 … 3,000万円
- (4) 対象借入限度額 … 茨城県医師修学資金、茨城県地域医療医師修学資金及び茨城県海外対象医師修学研修資金等の貸与を受けている場合は、対象借入限度額2,000万円
- (5) 利子補給率 … 金融機関からの融資教育資金に係る支払利子の100% (保証料含む)
- (6) 利子補給期間 … 正規の修学期間 (最大6年間) 以内



3 事業スキーム



＜利子補給額(例)＞
・3,000万円を金利2%で借りた場合
⇒6年間で360万円

※他の就労義務を伴う奨学金等 (茨城県医師修学資金、茨城県地域医療医師修学資金及び茨城県海外対象医師修学研修資金を除く) や利子補給金との併用はできませんので、ご注意ください。